# Ⅰ　調査の概要

## 1　調査の目的

本調査は、労働者派遣の実態等について、事業所側、派遣労働者側の双方から把握し、労働者派遣法改正前後の実態の変化も把握することで、労働者派遣制度に関する諸問題に的確に対応した施策の立案等に資することを目的とする。

## 2　調査の範囲及び対象

（1）調査対象の範囲

ア　地域

全国

イ　産業

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の 16 大産業

「鉱業，採石業，砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育，学習支援業」、「医療，福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」

ウ　事業所

産業分類が上記イに掲げる産業に属し、５人以上の常用労働者を雇用する事業所

エ　派遣労働者

上記ウの対象となる事業所に就業している派遣労働者

（2）調査客体

ア　事業所調査

上記（1）ア、イ及びウに属する事業所から産業分類、事業所規模別に無作為に抽出した事業所を調査客体とした。

イ　派遣労働者調査

上記アの事業所調査の対象の事業所において就業している派遣労働者から無作為に抽出した派遣労働者を調査客体とした。

## 3　調査事項

（1）事業所調査（事業所票）

ア　事業所の属性

（ア）事業所が属する企業規模、事業所の常用労働者数

（イ）労働者の区分、性、雇用期間の定めの有無別労働者数

（ウ）雇用する労働者への諸手当等（通勤手当、賞与・一時金、昇給）の支給・実施の有

無
イ　派遣労働者を就業させる主な理由
ウ　派遣労働者を受け入れない場合の主な理由
エ　派遣労働者の業務
（ア）派遣労働者が就業している主な業務内容
（イ）医療関連業務の業務内容
（ウ）医療関連業務の派遣事由
オ　派遣契約件数（派遣契約期間別）
カ　派遣契約件数（通算派遣期間別）
キ　３年前と比べた派遣労働者数の変化
ク　派遣先責任者の人数
ケ　派遣労働者に講じている取組及び派遣労働者等の待遇
（ア）過去１年間の教育訓練・能力開発の実施の有無及び内容
（イ）福利厚生施設の有無及び派遣労働者の利用可否
コ　派遣労働者の不合理な待遇差解消のための取組
（ア）派遣労働者の待遇決定方式
（イ）派遣元事業所からの事業所内労働者の待遇・派遣労働者の職務の評価等に係る情報提供に関する要望の有無及び対応状況
（ウ）派遣元事業所からの派遣料金に関する要望の有無及び対応状況
サ　過半数労働組合等の有無及び過半数代表者の選任状況
シ　過去１年間の派遣可能期間の延長状況
（ア）過去１年間の派遣可能期間を延長するための意見聴取の有無
（イ）意見聴取をしていない場合の理由
（ウ）意見聴取後の異議の有無及び異議があった場合の対応状況
（エ）派遣可能期間の延長が必要だった主な業務内容
（オ）派遣可能期間の延長が必要な理由
ス　派遣労働者の個人単位の期間制限（３年）について
（ア）過去１年間の派遣就業期間３年に到達した派遣労働者の有無
（イ）過去１年間の派遣元事業所からの派遣労働者の直接雇用依頼の有無並びに対応状況及び依頼に応じなかった理由
（ウ）派遣労働者の個人単位の期間制限（３年）についての考え
セ　過去１年間の労働者派遣契約の中途解除の状況
（ア）過去１年間の労働者派遣契約の中途解除の有無及び理由
（イ）労働者派遣契約の中途解除の際の派遣労働者の雇用の安定を図る措置の内容
ソ　過去１年間の派遣労働者からの苦情について
（ア）苦情の申し出の有無及び件数
（イ）苦情の内容
（ウ）苦情の解決状況

タ　派遣労働者を直接雇用する登用制度について
（ア）正社員登用制度の有無
（イ）過去１年間の派遣労働者の正社員登用の有無
（ウ）過去１年間の派遣労働者の正社員以外の労働者への登用の有無
チ　紹介予定派遣について
（ア）紹介予定派遣制度の利用の有無
（イ）過去１年間の紹介予定派遣による派遣労働者数
（ウ）過去１年間に紹介予定派遣を経て直接雇用に結びついた労働者の区分、性、雇用期間の定めの有無別労働者数
（エ）紹介予定派遣制度の今後の利用方針
ツ　請負労働者について
（ア）請負労働者の有無
（イ）物の製造を行っている請負労働者の有無
（ウ）物の製造を行っている請負労働者数
（エ）請負契約による発注量の今後の見通し
テ　今後の就業形態別労働者の構成比の方針

（２）派遣労働者調査（派遣労働者調査）
ア　個人の属性
（ア）性、年齢
（イ）同居家族の有無及び同居家族の続柄
（ウ）主な収入源
（エ）最終学歴または在学の状況、学校卒業後の最初の就業形態
イ　派遣の種類、登録型派遣労働者の登録している派遣元事業所数
ウ　これまでの派遣就業に関する状況
（ア）派遣で働いた通算期間階級
（イ）これまで働いた派遣先事業所数
エ　現在の派遣就業に関する状況
（ア）主な派遣業務の種類
（イ）医療関連業務の場合の業務内容
（ウ）業務の技術・技能を習得した方法
（エ）現在の派遣元との労働契約の期間
（オ）現在の派遣先での派遣期間
（カ）現在の派遣先での同一の組織単位における継続就業期間
（キ）現在の派遣先での同一の組織単位における労働契約更新回数
（ク）９月最後の１週間の実労働時間数、残業の頻度
（ケ）年次有給休暇付与の有無、過去１年間の年次有給休暇取得日数
（コ）賃金（時間給換算額）

（サ）賃金（時間給換算額）の満足度、満足していない場合の理由
（シ）昨年１年間の給与収入、派遣労働による年間収入、賞与・一時金額
（ス）諸手当等・各種制度の支給・実施の有無
（セ）社会保障制度の加入の有無及び加入していない場合の理由
（ソ）妊娠・出産・育児・介護に関する配慮・取組
（タ）過去５年間の育児（介護）をした当時の派遣元との主な契約形態
（チ）過去５年間の産前・産後休暇、育児休業、介護休業の取得状況及び取得後の復職状況
（ツ）派遣先で利用可能な福利厚生施設の有無及びその種類
（テ）過去１年間の教育訓練の受講の有無及びその内容
（ト）派遣元でのキャリアコンサルティングの相談窓口の設置状況
（ナ）過去１年間の派遣元でのキャリアコンサルティングの受講の有無
（ニ）教育訓練やキャリアコンサルティングの周知方法
オ　派遣労働者として働いている理由、派遣労働者の個人単位の期間制限（３年）について
（ア）派遣労働者として働いている理由
（イ）過去１年間の派遣就業期間３年到達の有無並びに就業場所の異動の有無及び就業場所が変わることによる効果・影響、負担
（ウ）派遣労働者の個人単位の期間制限（３年）についての考え
カ　派遣元・派遣先への要望
（ア）派遣元への要望の有無及び要望の内容
（イ）派遣先への要望の有無及び要望の内容
キ　派遣先の正社員等の募集情報の提供の有無及び応募の有無
ク　紹介予定派遣について
（ア）紹介予定派遣の認知状況
（イ）今後の利用希望
ケ　労働者派遣制度に関する情報の把握状況
コ　今後の働き方の希望
（ア）派遣労働者の場合の雇用期間・派遣先の希望
（イ）派遣労働者以外の就業形態の希望

## ４　調査の基準となる期日及び実施期間

令和４年 10 月１日現在の状況について、事業所調査は令和４年９月 22 日から 10 月 15 日までの間に、派遣労働者調査は令和４年 10 月 13 日から 11 月 30 日までの間に実施した。

## ５　調査組織

（１）事業所調査

調査票の配布：厚生労働省－民間事業者－報告者

調査票の回収：報告者－厚生労働省

（２）派遣労働者調査

調査票の配布：厚生労働省－民間事業者－事業所調査対象事業所－報告者

調査票の回収：報告者－厚生労働省

## 6　調査方法

（１）調査票

この調査は次の調査票によって実施した。

ア　事業所票（13 頁参照）

イ　派遣労働者票（25 頁参照）

（２）調査票の配布

ア　事業所票は、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官付雇用・賃金福祉統計室が業務を委託した民間事業者からの郵送により行った。

イ　派遣労働者票は、回収した事業所票から厚生労働者政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官付雇用・賃金福祉統計室が業務を委託した民間事業者が調査対象労働者数を算出し、調査対象事業所に調査対象労働者への配布を依頼した。

（３）調査票の回収

事業所票は郵送又はオンラインにより、派遣労働者票は郵送により厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官付雇用・賃金福祉統計室が回収した。

## 7　集計方法

回収した調査票は、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官付雇用・賃金福祉統計室で記入不備や記入誤り等を点検し、回答内容が明らかに誤っていると考えられる場合は、合理的と考えられる範囲で必要な補正を行い、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官付雇用・賃金福祉統計室において集計した。

## 8　標本抽出方法

（１）母集団及び抽出枠

「２　調査の範囲及び対象」に該当する事業所及び派遣労働者を母集団とし、事業所の抽出枠には事業所母集団データベース（令和２年次フレーム）における事業所名簿を使用した。

（２）抽出区分

ア　事業所調査

事業所産業（19 区分）、事業所規模（５区分）別に層化無作為抽出（重複是正措置実施）

イ　派遣労働者調査

上記アで抽出された事業所において就業している派遣労働者から無作為抽出。

（３）目標精度

ア　事業所調査

抽出する事業所数は、回収率の前提を 70%とし、以下の算式を用いて、産業、事業所規模別にある属性を有する事業所割合の標準誤差が概ね 3.8%以内となるように考慮して設定した。

$$\boldsymbol{C = \sqrt{\frac{N - n}{N - 1} \cdot \frac{p(1 - p)}{n}}}$$

$\boldsymbol{C}$：標準誤差

$\boldsymbol{N}$：母集団事業所数

$\boldsymbol{n}$：標本事業所数

$\boldsymbol{p}$：ある属性を持つ事業所割合（0.5 のとき $\boldsymbol{C}$ が最大）

イ　派遣労働者調査

報告者数は、事業所票の回収率の前提を 70%、派遣労働者票の回収率の前提を 70%とし、下記の算式を用いて、産業、事業所規模別にある属性を持つ派遣労働者の割合の標準誤差が概ね 4.0%以内となるよう考慮して設定した。

$$\boldsymbol{C = \sqrt{\left(\frac{1}{m} - \frac{1}{M}\right) S^2 + \left(\frac{1}{n} - \frac{M}{N} \cdot \frac{1}{m}\right) p(1 - p)}}$$

$C$：標準誤差

$M$：母集団総数

$m$：派遣労働者調査の調査対象事業所の標本事業所数

$N$：母集団派遣労働者数

$n$：標本派遣労働者数

$S$：ある属性をもつ派遣労働者の割合の事業所間標準偏差の最大値（＝0.3）

$p$：ある属性を持つ派遣労働者の割合（0.5 のとき $C$ が最大））

## 9　結果の推計及び標準誤差

（１）事業所調査における推計方法

事業所調査における「ある属性を有する事業所割合」の推計値については、以下のとおり算出した。

$\boldsymbol{h = 1, 2, \cdots, H}$：層（事業所規模、産業別）

$M_h$：層 $h$ における母集団事業所数

$$M = \sum_{h=1}^{H} M_h$$

$m_h$：層 $h$ における回答事業所数

$x_{hi}$：層 $h$ における $i$ 番目（$i = 1,2,\cdots,m_h$）の回答事業所のある属性の有無（属性があれば「1」、なければ「0」）

このとき、「ある属性を有する事業所割合」の推計値 $\bar{x}$ は、

$$\bar{x} = \frac{1}{M}\sum_{h=1}^{H}\frac{M_h}{m_h}\sum_{i=1}^{m_h}x_{hi}$$

で算出した。ただし、$M_h < m_h$ となる層がある場合は、${M_h}/{m_h} = 1$ として算出した。

（２）派遣労働者調査における推計方法

派遣労働者調査は、事業所調査に回答のあった事業所を第１次抽出単位、当該事業所において就業している派遣労働者を第２次抽出単位とする二段無作為抽出であるため、「ある属性を有する派遣労働者の割合」の推計値については、以下のとおり算出した。

$h = 1,2,\cdots,H$：層（事業所規模、産業別）

$M_h$：層 $h$ における母集団事業所数

$m_h$：層 $h$ における回答事業所数

$g = 1,2$：派遣労働者の性別（$g =$ 1 は男、$g =$ 2 は女、空白は男女計を表す。）

$N_{hi}^{g}$：層 $h$ における第 $i$ 番目（$i = 1,2,\cdots,m_h$）の回答事業所における性別 $g$ の派遣労働者の総数

まずは、事業所調査による層 $h$ における性別 $g$ の派遣労働者の推計値 $\hat{S}_h^g$ 及び層計における性別 $g$ の派遣労働者の推計値 $\hat{S}^g$ をそれぞれ、以下により算出した。

$$\hat{S}_h^g = \frac{M_h}{m_h}\sum_{i=1}^{m_h}N_{hi}^{g} \quad , \quad \hat{S}^g = \sum_{h=1}^{H}\hat{S}_h^g$$

$n_{hi}^{g}$:層 $h$における第 $i$ 番目の回答事業所のうち派遣労働者調査に回答した性別 $g$ の派遣労働者数（ただし、層 $h$ における第 $i$ 番目の回答事業所から派遣労働者調査に回答した労働者がいない場合は「0」）

$x_{hip}^{g}$：$n_{hi}^{g}$のうち第 $p$ 番目に派遣労働者調査に回答した派遣労働者のある属性の有無（属性があれば「1」、属性がなければ「0」）

$r_h^g$：層 $h$ における派遣労働者調査による性別 $g$ の派遣労働者の推計値 $\frac{M_h}{m_h}\sum_{i=1}^{m_h}\frac{N_{hi}^{g}}{n_{hi}^{g}}\sum_{p=1}^{n_{hi}^{g}}1$ に対する層 $h$ における事業所調査による性別 $g$ の派遣労働者の推計値 $\hat{S}_h^g$ の比率

$$r_h^g = \hat{S}_h^g \Big/ \left(\frac{M_h}{m_h}\sum_{i=1}^{m_h}\frac{N_{hi}^{g}}{n_{hi}^{g}}\sum_{p=1}^{n_{hi}^{g}}1\right)$$

次に、ある属性を有する派遣労働者の推計値 $\hat{T}_x$ 及び派遣労働者の総人数の推計値 $\hat{T}_y$ をそれぞれ、以下により算出した。

$$\hat{T}_x = \sum_{g=1}^{2} \hat{T}_x^g \quad , \quad \hat{T}_y = \sum_{g=1}^{2} \hat{T}_y^g$$

$$\hat{T}_x^g = \sum_{k=1}^{H} r_h^g \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}^g}{n_{hi}^g} \sum_{p=1}^{n_{hi}^g} x_{hip}^g \quad , \quad \hat{T}_y^g = \sum_{h=1}^{H} r_h^g \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}^g}{n_{hi}^g} \sum_{p=1}^{n_{hi}^g} 1$$

（ただし、 $n_{hi}^g = 0$ の場合は、$\frac{N_{hi}^g}{n_{hi}^g} \sum_{p=1}^{n_{hi}^g} x_{hip}^g = \frac{N_{hi}^g}{n_{hi}^g} \sum_{p=1}^{n_{hi}^g} 1 = 0$ として算出した。）

なお、$N_{hi}^g < n_{hi}^g$ となる事業所がある場合は、$N_{hi}^g / n_{hi}^g = 1$ として算出したため、必ずしも$\hat{T}_y^g$ と$\hat{S}^g$は一致しない（$\hat{T}_y^g \fallingdotseq \hat{S}^g$）。

このとき、「ある属性を有する派遣労働者の割合」の推計値 $\hat{R}_x$ は、

$$\hat{R}_x = \frac{\hat{T}_x}{\hat{T}_y}$$

で算出した。

（３）標準誤差

この調査は、標本調査であるため、推計値の持つ誤差の一つとして標本抽出に起因する標本誤差がある。標本誤差の大きさは、推計値の分散の平方根（標準誤差）で与えられ、調査項目によって異なる。達成精度として、標準誤差を以下のように算出した。

ア　事業所調査

（１）で掲げた「ある属性を有する事業所割合」の推計値 $\bar{x}$ の場合、その分散の推計値は、

$$\hat{V}(\bar{x}) = \frac{1}{M^2} \sum_{h=1}^{L} M_h (M_h - m_h) \left( \frac{\mathrm{Var}(x_h)}{m_h} \right)$$

で算出した。ただし、

$$\bar{x}_h = \frac{1}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} x_{hi} \quad , \quad \mathrm{Var}(x_h) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (x_{hi} - \bar{x}_h)^2$$

である。

イ　派遣労働者調査

（２）で掲げたある属性を有する派遣労働者割合の推計値$\hat{\boldsymbol{R}}_{\boldsymbol{x}}$の場合、その分散の推計値は、

$$\widehat{V}(\widehat{R}_x) = \widehat{R_x}^2 \sum_{h=1}^{H} r_h{}^2 \left\{ \left(\frac{M_h}{\widehat{N}}\right)^2 \left(\frac{1}{m_h} - \frac{1}{M_h}\right) \left(\frac{\mathrm{Var}(T_{xh})}{T_x{}^2} + \frac{\mathrm{Var}(T_{yh})}{T_y{}^2} - 2\frac{\mathrm{Cov}(T_{xh,}T_{yh})}{T_x T_y}\right) \right.$$

$$\left. + \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \left(\frac{N_{hi}}{\widehat{N}}\right)^2 \left(\frac{1}{n_{hi}} - \frac{1}{N_{hi}}\right) \left(\frac{\mathrm{Var}(X_{hi})}{T_x{}^2} + \frac{\mathrm{Var}(Y_{hi})}{T_y{}^2} - 2\frac{\mathrm{Cov}(X_{hi}, Y_{hi})}{T_x T_y}\right) \right\}$$

で算出した。ただし、

$h = 1,2,\cdots,H$：層（事業所規模、産業別）

$N_{hi}$：層 $h$ における第 $i$ 番目（$i = 1,2,\cdots,m_h$）の回答事業所における性別の派遣労働者の総数

$n_{hi}$：層 $h$ における第 $i$ 番目の回答事業所のうち派遣労働者調査に回答した性別の派遣労働者数（ただし、層 $h$ における第 $i$ 番目の回答事業所から派遣労働者調査に回答した派遣労働者がいない場合は「0」）

$X_{hip}$：$n_{hi}$のうち第 $p$ 番目に派遣労働者調査に回答した派遣労働者のある属性の有無（属性があれば「1」、属性がなければ「0」）

$Y_{hip}$：層 $h$ における第 $i$ 番目の回答事業所の第 $p$ 番目の回答派遣労働者数（= 1 人）

$r_h$：層 $h$ における派遣労働者調査による派遣労働者の推計値$\frac{M_h}{m_h}\sum_{i=1}^{m_h}\frac{N_{hi}}{n_{hi}}\sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij}$ に対する層 $h$ における事業所調査による派遣労働者の推計値$\frac{M_h}{m_h}\sum_{i=1}^{m_h} N_{hi}$の比率

$$r_h = \left(\frac{M_h}{m_h}\sum_{i=1}^{m_h} N_{hi}\right) \Big/ \left(\frac{M_h}{m_h}\sum_{i=1}^{m_h}\frac{N_{hi}}{n_{hi}}\sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij}\right)$$

$$\widehat{N} = \sum_{h=1}^{H} r_h \frac{M_h}{m_h}\sum_{i=1}^{m_h}\frac{N_{hi}}{n_{hi}}\sum_{p=1}^{n_{hi}} Y_{hip},$$

$$T_x = \frac{1}{\widehat{N}}\sum_{h=1}^{H} r_h \frac{M_h}{m_h}\sum_{i=1}^{m_h}\frac{N_{hi}}{n_{hi}}\sum_{p=1}^{n_{hi}} X_{hip}, \qquad T_y = \frac{1}{\widehat{N}}\sum_{h=1}^{H} r_h \frac{M_h}{m_h}\sum_{i=1}^{m_h}\frac{N_{hi}}{n_{hi}}\sum_{p=1}^{n_{hi}} Y_{hip},$$

$$\bar{T}_{x_h} = \frac{1}{m_h}\sum_{i=1}^{m_h} T_{x_{hi}}, \qquad T_{x_{hi}} = \frac{N_{hi}}{n_{hi}}\sum_{p=1}^{n_{hi}} X_{hip}, \qquad \bar{X}_{hi} = \frac{1}{n_{hi}}\sum_{p=1}^{n_{hi}} X_{hip},$$

$$\bar{T}_{y_h} = \frac{1}{m_h}\sum_{i=1}^{m_h} T_{y_{hi}}, \qquad T_{y_{hi}} = \frac{N_{hi}}{n_{hi}}\sum_{p=1}^{n_{hi}} Y_{hip}, \qquad \bar{Y}_{hi} = \frac{1}{n_{hi}}\sum_{p=1}^{n_{hi}} Y_{hip},$$

$$\mathrm{Var}(T_{x_h}) = \left(\frac{\widehat{N}_h}{M_h} S\right)^2, \widehat{N}_h = r_h \frac{M_h}{m_h}\sum_{i=1}^{m_h}\frac{N_{hi}}{n_{hi}}\sum_{p=1}^{n_{hi}} Y_{hip}, \qquad S = 0.3,$$

$$\mathrm{Var}(T_{y_h}) = \left(\frac{\widehat{N}_h}{M_h} S\right)^2 u_{x,y}\,,$$

$$u_{x,y} = \left(\frac{1}{m_h - 1}\sum_{i=1}^{m_h}\left(T_{y_{hi}} - \bar{T}_{y_h}\right)^2\right) \Bigg/ \left(\frac{1}{m_h - 1}\sum_{i=1}^{m_h}\left(T_{x_{hi}} - \bar{T}_{x_h}\right)^2\right),$$

$$\mathrm{Var}(T_{x_h} + T_{y_h}) = \left(\frac{\widehat{N}_h}{M_h} S\right)^2 u_{x,x+y}\,,$$

$$u_{x,x+y} = \left(\frac{1}{m_h - 1}\sum_{i=1}^{m_h}\left((T_{x_{hi}} + T_{y_{hi}}) - (\bar{T}_{x_h} + \bar{T}_{y_h})\right)^2\right) \Bigg/ \left(\frac{1}{m_h - 1}\sum_{i=1}^{m_h}\left(T_{x_{hi}} - \bar{T}_{x_h}\right)^2\right),$$

$$\mathrm{Cov}(T_{x_h}, T_{y_h}) = \frac{1}{2}\left(\mathrm{Var}(T_{x_h} + T_{y_h}) - \mathrm{Var}(T_{x_h}) - \mathrm{Var}(T_{y_h})\right),$$

$$\mathrm{Var}(X_{hi}) = \frac{1}{n_{hi} - 1}\sum_{p=1}^{n_{hi}}\left(X_{hip} - \bar{X}_{hi}\right)^2, \qquad \mathrm{Var}(Y_{hi}) = \frac{1}{n_{hi} - 1}\sum_{p=1}^{n_{hi}}\left(Y_{hip} - \bar{Y}_{hi}\right)^2,$$

$$\mathrm{Cov}(X_{hi}, Y_{hi}) = \frac{1}{n_{hi} - 1}\sum_{p=1}^{n_{hi}}\left(X_{hip} - \bar{X}_{hi}\right)\left(Y_{hip} - \bar{Y}_{hi}\right),$$

である。

（４）達成精度結果

事業所票及び派遣労働者票の達成精度の結果は、次の表のとおりである。推計値を中心としてその前後に標準誤差の２倍の幅を取れば、その区間に全数調査から得られるはずの値（真値）が約 95％以上の確率で存在すると考えてよい。

| 産業 | 事業所票 | | 派遣労働者票 | |
|---|---|---|---|---|
| | 推計値（%） | 標準誤差（%ポイント） | 推計値（%） | 標準誤差（%ポイント） |
| 調査産業計 | 12.3 | 0.6 | 38.1 | 0.8 |
| 鉱業，採石業，砂利採取業 | 4.2 | 1.3 | 51.4 | 11.7 |
| 建設業 | 10.6 | 2.2 | 53.5 | 1.1 |
| 製造業 | 23.6 | 1.4 | 14.4 | 1.1 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 18.5 | 2.1 | 43.2 | 3.7 |
| 情報通信業 | 23.1 | 2.3 | 29.3 | 2.3 |
| 運輸業，郵便業 | 13.9 | 2.0 | 25.2 | 2.3 |
| 卸売業，小売業 | 10.7 | 1.5 | 32.5 | 1.8 |
| 金融業，保険業 | 21.0 | 2.9 | 48.2 | 2.8 |
| 不動産業，物品賃貸業 | 9.5 | 2.3 | 63.2 | 2.4 |
| 学術研究，専門・技術サービス業 | 19.4 | 2.8 | 41.8 | 1.2 |
| 宿泊業，飲食サービス業 | 4.2 | 1.7 | 3.0 | 12.3 |
| 生活関連サービス業，娯楽業 | 7.1 | 2.1 | 5.1 | 12.0 |
| 教育，学習支援業 | 12.0 | 2.0 | 48.2 | 1.3 |
| 医療，福祉 | 10.8 | 1.8 | 20.1 | 1.8 |
| 複合サービス事業 | 10.1 | 2.0 | 41.6 | 4.4 |
| サービス業（他に分類されないもの） | 14.9 | 2.4 | 76.4 | 1.2 |

注：事業所票は「派遣労働者が就業している事業所の割合」、派遣労働者票は「派遣先で就業している業務が一般事務である派遣労働者の割合」の推計値及び標準誤差を掲載している。

## 10　調査対象数、有効回答数及び有効回答率

（１）事業所調査

調査対象数 17,462 事業所　　有効回答数 8,686 事業所　　有効回答率 49.7％

（２）派遣労働者調査

調査対象数 10,978 人　　有効回答数 7,119 人　　有効回答率 64.8％

## 11　調査票

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

統計法に基づく一般統計調査

秘

この調査票に記入された事項については、個別事業所の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

# 令和4年派遣労働者実態調査（事業所票）

所在地

事業所名

（ふりがな）
記入者氏名

所属部署

電話番号　　内線

主な事業の内容

| 都道府県番号 | 事業所一連番号 | 産業分類番号 |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |

政府統計コード　9NA2
調査対象者ID
初期パスワード

左記のコード及びIDを使用し、オンラインでご回答いただくことも可能です。詳しくは同封の「オンライン調査システム利用ガイド」をご覧ください。

法人番号（国税庁が指定する13桁の番号をいいます。）

4

←法人番号の印字がない場合や誤りがある場合等は記入・訂正をお願いします。その際、商業登記法に基づく「会社法人等番号（12桁）」やマイナンバー（個人番号）を記入しないようにご注意ください。また、法人番号は支店や事業所ごとには指定されませんので、支店や事業所についても、各法人に指定された法人番号を記入してください。なお、個人事業主の事業所については、無記入のままで構いません。

※ 貴事業所の所在地・名称に誤りがある場合には、赤色ボールペン等で訂正してください。

（記入上の注意）

1　この調査は、常用労働者が5人以上の事業所を対象としています。貴事業所に派遣労働者がいない場合であっても、回答が必要な問がありますので、この調査票に沿って回答をお願いします。
2　（注）又は11頁「業務の内容」を参照して記入してください。
3　この調査は**事業所を対象として**います。問1以外の質問は、貴事業所について記入してください。同一場所にある工場や店舗などを対象とし、他の場所にある支店や工場は含めません。ただし、店舗が2つのビルに分かれて営業している場合等で、人事・労務管理部門は1つである場合は、1つの事業所とします。
4　特に断りのない限り、**令和４年10月１日**現在の状況について記入してください。
5　貴事業所に「派遣先責任者」(注1)がいる場合は、できる限り派遣先責任者が記入してください。
6　調査票は黒か青のボールペンで記入してください。
7　特に断りのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。
ただし、回答欄が 1 2 3 のように網掛けとなっている場合は、設問に従って複数回答をお願いします。
8　数字を記入する場合は、**右詰め**で記入してください。　（記入例　4 5 人）
9　**令和４年10月17日（月）**までに、同封の返信用封筒（切手不要）に入れてご投函ください。

（注1）「派遣先責任者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、派遣労働者を受け入れる派遣先において派遣労働者との関係で窓口になるとともに、派遣元事業主との緊密な連携を図る立場に立つ責任者として選任される者のことをいいます。

問1　貴事業所が属する企業全体（本社・支社・営業所・工場等を含む）の常用労働者数(注2)は何人ですか。

| 1,000人以上 | 500～999人 | 300～499人 | 100～299人 | 50～99人 | 30～49人 | 5～29人 | 官公営 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |

5

（注2）「常用労働者」とは、下記の①又は②に該当する労働者のことです。
① 期間を定めずに雇われている者
② 1か月以上の期間を定めて雇われている者
なお、以下の者についても、上記①又は②に該当していれば、常用労働者です。
・取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払を受けている者
・事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払を受けている者
・短時間労働者（2頁の（注4）を参照してください。）
※派遣労働者について
・**貴事業所が派遣元事業所の場合**、他の企業等に派遣中の労働者でも上記①又は②に該当すれば常用労働者に含めてください。（登録しているだけで労働契約のない者は含めません。）
・**貴事業所が派遣先事業所の場合**、労働者派遣法に基づき、派遣元事業所から貴事業所に派遣されている者は常用労働者に含めないでください。

### ※ 厚生労働省記入欄　（この欄の記入は不要です。）

| ①労働者数（問2(2) 派遣労働者　男＋女） | ②抽出率 | ③抽出労働者数（①×②）（小数点以下四捨五入） | ④調査対象労働者数（③又は上限値（注）） |
|---|---|---|---|
| | 1／ | | |

6

（注）調査対象労働者数の上限は以下のとおり
事業所規模1,000人以上は20人
事業所規模5～999人は5人

SAMPLE

**ここからは貴事業所の状況についてお答えください。**

問2　令和4年10月1日現在の貴事業所の状況についてお答えください。

※(1)の常用労働者数では、(2)の「臨時労働者」や「派遣労働者（受け入れ）」を除きます。また、他社から出向してきている労働者は、(1)、(2)ともに計上し、請負労働者（10頁の(注29)を参照してください。）は(1)、(2)ともに含めないでください。
貴事業所が派遣元事業所の場合は、派遣労働者として派遣中の労働者のうち、常用労働者に該当する者は(1)に計上しますが、(2)には含めないでください。派遣労働者として登録しているだけで労働契約のない者は、(1)、(2)ともに含めないでください。

(1)　問1で回答いただいた常用労働者のうち、貴事業所の常用労働者数は何人ですか。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 人 |

7

(2) 貴事業所で就業している労働者数等について下記の区分により分類してそれぞれお答えください。

**該当する労働者がいない場合は「0」を記入してください。**

| | | 雇用期間の定め無し(注7) | 雇用期間の定め有り(注8) | |
|---|---|---|---|---|
| 一般労働者(注3) | 男 | | | 8～9 |
| | 女 | | | 10～11 |
| 短時間労働者(注4) | 男 | | | 12～13 |
| | 女 | | | 14～15 |
| | | (人) | (人) | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 臨時労働者(注5) | いる | 1 | 男 | 17 |
| | いない | 2 | 女 | 18 |
| | | 16 | (人) | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 派遣労働者（受け入れ）(注6) | いる | 1 | 男 | 20 |
| | いない | 2 | 女 | 21 |
| | | 19 | (人) | |

(注3)　「一般労働者」とは、常用労働者のうち、短時間労働者を除いた労働者（いわゆるフルタイム勤務の労働者）をいいます。
(注4)　「短時間労働者」とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいいます。（短時間正社員を含みます。）
(注5)　「臨時労働者」とは、常用労働者に該当しない労働者（労働契約の期間が日々又は1か月未満の労働者）をいいます。
(注6)　「派遣労働者（受け入れ）」とは、労働者派遣法に基づき派遣元事業所から派遣されている労働者をいいます。
(注7)　「雇用期間の定め無し」とは、特に雇用期間を設けずに雇われている場合をいい、定年までの場合を含めます。
(注8)　「雇用期間の定め有り」とは、1年契約、6か月契約など雇用期間を定めた労働契約により雇用されている場合をいいます。

**問2（2）で「派遣労働者（受け入れ）」が「いる」とした場合は下の問3へ、「いない」とした場合は3頁問5へ**

問3　貴事業所で雇用する労働者に次の諸手当等、各種制度を支給・実施していますか。

| 諸手当等、各種制度 | ①通勤手当 | ②賞与・一時金 | ③昇給 |
|---|---|---|---|
| 支給・実施している | 1 | 1 | 1 |
| 支給・実施していない | 2 | 2 | 2 |

22～24

→ **3頁問4へ**

SAMPLE

問4　派遣労働者を就業させる主な理由を**3つまで**選んでください。

| | |
|---|---|
| 一時的・季節的な業務量の変動に対処するため | 01 |
| 欠員補充等必要な人員を迅速に確保できるため | 02 |
| 常用労働者数を抑制するため | 03 |
| 雇用管理の負担が軽減されるため | 04 |
| 社内を活性化するため | 05 |
| 専門性を活かした人材を活用するため | 06 |
| 自社で養成できない労働力を確保するため | 07 |
| 軽作業、補助的業務等を行うため | 08 |
| 勤務形態が常用労働者と異なる業務のため | 09 |
| その他 | 10 |

25

問6へ

問5　派遣労働者を受け入れない主な理由を**3つまで**選んでください。

| | |
|---|---|
| 派遣労働者の受入に関する事務処理が煩雑であるため | 01 |
| 必要な職業能力を備えた派遣労働者をすぐに確保することが困難であるため | 02 |
| 技能・技術、知識等が社内に蓄積しないため | 03 |
| 派遣労働者の管理が困難・面倒であるため | 04 |
| 安全衛生管理責任を果たすことが困難・面倒であるため | 05 |
| トラブルが増加することが予想されるため | 06 |
| 費用がかかりすぎるため | 07 |
| 派遣労働者を受け入れるより他の就業形態の労働者を採用しているため | 08 |
| 今いる従業者で十分であるため | 09 |
| 雇用調整を実施している状況であるため | 10 |
| その他 | 11 |

26

9頁問19へ

問6　貴事業所における派遣労働者の業務についてお答えください。

(1) 派遣労働者が就業している主な業務は何ですか。該当するものを**すべて**選んでください。業務の内容についての説明は11頁を参照してください。

**＜政令で定める業務＞**(注9)

| | |
|---|---|
| 1号 ソフトウェア開発 | 01 |
| 2号 機械設計 | 02 |
| 3号 事務用機器操作 | 03 |
| 4号 通訳、翻訳、速記 | 04 |
| 5号 秘書 | 05 |
| 6号 ファイリング | 06 |
| 7号 調査 | 07 |
| 8号 財務処理 | 08 |
| 9号 取引文書作成 | 09 |
| 10号 デモンストレーション | 10 |
| 11号 添乗 | 11 |
| 12号 受付・案内 | 12 |
| 13号 研究開発 | 13 |
| 14号 事業の実施体制の企画、立案 | 14 |
| 15号 書籍等の制作・編集 | 15 |
| 16号 広告デザイン | 16 |
| 17号 OAインストラクション | 17 |
| 18号 セールスエンジニアの営業、金融商品等の営業 | 18 |
| 19号 社会福祉施設等における看護業務 | 19 |

**＜政令で定める業務以外＞**(注10)

| | |
|---|---|
| － 放送機器等操作 | 20 |
| － 放送番組等演出 | 21 |
| － 建築物清掃 | 22 |
| － 建築設備運転、点検、整備 | 23 |
| － 駐車場管理等 | 24 |
| － インテリアコーディネータ | 25 |
| － アナウンサー | 26 |
| － テレマーケティング | 27 |
| － 放送番組等における大道具・小道具 | 28 |
| － 水道施設等の設備運転等 | 29 |
| － 営業（選択肢18・27を除く） | 30 |
| － 販売 | 31 |
| － 一般事務 | 32 |
| － 介護 | 33 |
| － 医療関連業務（選択肢19を除く） | 34 |
| － 物の製造 | 35 |
| － 倉庫・搬送関連業務 | 36 |
| － イベント・キャンペーン関連業務 | 37 |
| － その他（具体的業務名）〔　　〕 | 38 |

27

(注9)「政令で定める業務」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条で定めている、日雇労働者についての労働者派遣の禁止の制限を受けない業務をいい、19業務を定めています。問6の＜政令で定める業務＞に掲げる各番号は、政令第4条の号番号を表しています。

(注10)「政令で定める業務以外」のうち、20から29の選択肢については、平成27年の労働者派遣法改正前の政令（以下「旧政令」といいます。）で定められていたいわゆる26業務（労働者派遣の期間制限を受けない業務）の一部です。
現在はこれらの業務を含め、原則すべての業務において、現行の労働者派遣法に基づく期間制限が設けられています。

「34 医療関連業務」を選んだ場合のみ、問6(2)、(3)にもお答えください。

(2)「34 医療関連業務」の業務内容は次のうちどれですか。該当するものを**すべて**選んでください。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 医師業務 | 01 | 助産師業務 | 05 | 歯科衛生士業務 | 09 |
| 歯科医師業務 | 02 | 看護師業務 | 06 | 診療放射線技師業務 | 10 |
| 薬剤師業務 | 03 | 准看護師業務 | 07 | 歯科技工士業務 | 11 |
| 保健師業務 | 04 | 管理栄養士業務 | 08 | その他診療補助業務(注11) | 12 |

28

(注11)「その他診療補助業務」とは、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、認定特定行為業務従事者が行う業務を指します。

(3)「34 医療関連業務」は、どの事由に基づく労働者派遣ですか。該当するものを**すべて**選んでください。
（紹介予定派遣については9頁の(注28)を参照してください。）

| 紹介予定派遣 | 産前産後休業 | 育児休業 | 介護休業 | へき地派遣（医師、看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師業務のみ） | 省令に規定する診療所(注12)への派遣 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |

29

(注12)「省令に規定する診療所」とは、障害者支援施設、生活保護法に基づく救護施設・更正施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホームの各施設の中に設けられた診療所を指します。

SAMPLE

問7　貴事業所において締結している労働者派遣契約の件数を労働者派遣契約の契約期間の長さ別に記入してください。
（記入は該当のあるもののみ行ってください。該当のないものは、空欄としてください。（問8についても同様です。））

| 労働者派遣契約の契約期間 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1日以内 | 2日以上<br>1週間以下 | 1週間を超え<br>30日以下 | 30日を超え<br>2か月以下 | 2か月を超え<br>3か月以下 | 3か月を超え<br>6か月以下 | 6か月を超え<br>1年以下 | 1年を超え<br>3年以下 | 3年を超える | 期間の定め<br>がない | |
| 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 30～39 |

問8　問7で記入した労働者派遣契約の件数について、通算派遣期間の長さ別に記入してください。

| 通算派遣期間(注14)(注15) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1日以内 | 2日以上<br>1週間以下 | 1週間を超え<br>30日以下 | 30日を超え<br>2か月以下 | 2か月を超え<br>3か月以下 | 3か月を超え<br>6か月以下 | 6か月を超え<br>1年以下 | 1年を超え<br>3年以下 | 3年を超える | 期間の定め<br>がない(注16) | |
| 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 40～49 |

（注14）「通算派遣期間」とは、労働者派遣契約を継続して更新した場合の契約期間の合計をいいます。労働者派遣契約を継続して更新していない場合は、現在の契約期間をいいます。
「継続して更新」には、派遣労働者の受入を中止していた期間がある場合であってもその期間が3か月以下の場合を含めます。
（注15）　通算派遣期間を算出する場合は、以下の2点にご注意ください。
・労働者派遣契約の終了の日から次の労働者派遣契約の開始の日までの期間（契約期間外の期間）は通算派遣期間には含めません。
・同一の「組織単位」（※）での就業が続く場合を組織単位ごとに1件として数え、当該労働者派遣契約の期間を合計してください。
※　「組織単位」とは、いわゆる「課」や「グループ」など、業務としての類似性、関連性があり、組織の長が業務配分、労務管理上の指揮監督権限を有するものです。
（注16）　問7で「期間の定めがない」に記入をした場合は、問8でも「期間の定めがない」に記入してください。

問9　3年前（令和元年10月1日）と比べ、就業する派遣労働者の数はどう変化しましたか。

| 増加した | 減少した | 変化なし | |
|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 50 |

→ その人数を選んでください。

| 1～4人 | 5～9人 | 10～19人 | 20人以上 | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 51 |

問10　選任している派遣先責任者は何人ですか。（派遣先責任者については1頁注1を参照してください。）

| | | | 人 |
|---|---|---|---|
| | | | 52 |

問11　貴事業所が派遣労働者に講じている取組及び派遣労働者の待遇についてお答えください。
(1) 貴事業所が過去1年間（令和3年10月1日～令和4年9月30日）に派遣労働者に対して行った教育訓練・能力開発に該当するものを次の1～6の中から**すべて**選んでください。行っていなければ7を選んでください。

| | | |
|---|---|---|
| 働きながら行う教育訓練・能力開発（OJT）(注17)を行った | 1 | |
| 自社内の講師により教育訓練・能力開発（OFF-JT）(注18)を行った（eラーニング(注19)を除く） | 2 | |
| 外部の講師を招いて教育訓練・能力開発（OFF-JT）(注18)を行った（eラーニング(注19)を除く） | 3 | |
| 教育訓練機関（事業所以外の場所）で教育訓練・能力開発（OFF-JT）(注18)を行った（eラーニング(注19)を除く） | 4 | |
| eラーニング(注19)による教育訓練・能力開発を行った | 5 | |
| 派遣元が実施する教育訓練・能力開発への便宜を図った | 6 | |
| 派遣労働者に対しては教育訓練・能力開発を行っていない | 7 | 53 |

（注17）「働きながら行う教育訓練・能力開発（OJT）」とは、日常の業務に就きながら行われる教育訓練で、訓練の対象者、教育担当者、期間及び内容を具体的に定め、計画的に実施するものをいい、単に仕事の手順を教えるだけのものは含めません。
（注18）「OFF-JT」（Off The Job Training）とは、通常の業務を一時的に離れて行う教育訓練をいいます。
（注19）「eラーニング」（electronic learning）とは、コンピューターネットワーク等を介して行われる教育や研修のことを指します。

SAMPLE

(2) 貴事業所において次の福利厚生施設を用意していますか。また、派遣労働者にも利用の機会を与えているものはありますか。

| 福利厚生施設 | 用意している | | 用意していない | |
|---|---|---|---|---|
| | 派遣労働者も利用できる | 派遣労働者は利用できない | | |
| 給食施設（食堂） | 1 | 2 | 3 | 54 |
| 休憩室 | 1 | 2 | 3 | 55 |
| 更衣室 | 1 | 2 | 3 | 56 |
| 病院・診療所 | 1 | 2 | 3 | 57 |
| 企業内保育所、託児施設 | 1 | 2 | 3 | 58 |
| レクリエーション等に関する施設 | 1 | 2 | 3 | 59 |

問12 貴事業所における派遣労働者の不合理な待遇差解消のための取組についてお答えください。

(1) 貴事業所で受け入れている派遣労働者の待遇決定方式について、該当するものを**すべて**選んでください。

| | | |
|---|---|---|
| 派遣先均等・均衡方式(注20) | 1 | |
| 労使協定方式(注21) | 2 | |
| わからない | 3 | 60 |

(注20) 派遣労働者の待遇は、派遣先均等・均衡方式又は労使協定方式(注21)のいずれかの方式により確保しなければならないことになっています。派遣先均等・均衡方式は、下記の方法により派遣労働者の待遇を確保することをいいます。

・職務内容及び職務内容・配置の変更範囲が同一である場合に均等待遇を確保すること。

・個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して不合理な待遇差とならない均衡待遇を確保すること。

(注21) 労使協定方式は、下記の方法により派遣労働者の待遇を確保することをいいます。

・同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金水準と同等以上であること等の要件を満たす書面による労使協定を締結し、当該協定に基づいて待遇決定を行うこと。

(2) 派遣元から派遣労働者の不合理な待遇差の解消のために必要な次の貴事業所内の労働者の待遇等に係る情報の提供を求められ、これを提供したことがありますか。情報ごとにお答えください。

| 事業所内労働者の待遇情報、派遣労働者の職務の評価の情報 | | 情報提供を求められたことがある | | 情報提供を求められたことがない | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 提供をした | 提供しなかった | | |
| 派遣労働者と同種の業務に従事する労働者の賃金水準 | | 1 | 2 | 3 | 61 |
| 業務に必要な能力を付与するための教育訓練 | | 1 | 2 | 3 | 62 |
| 福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室） | | 1 | 2 | 3 | 63 |
| 貴事業所における派遣労働者の職務の評価（成果、意欲、能力等）の情報 | 貴事業所が行った、派遣労働者の成果に関する評価結果 | 1 | 2 | 3 | 64 |
| | 貴事業所が行った、派遣労働者の技能や能力向上に関する評価結果 | 1 | 2 | 3 | 65 |
| | 貴事業所が行った、派遣労働者の働きぶりや勤務態度に関する評価結果 | 1 | 2 | 3 | 66 |
| | 貴事業所が行った、派遣労働者の評価に関するその他の情報 | 1 | 2 | 3 | 67 |
| その他 | | 1 | 2 | 3 | 68 |

問13 派遣元から派遣労働者の不合理な待遇差の解消のため、労働者派遣に関する料金の額について、配慮するよう求められたことはありますか。また、求めに応じてとった対応を1～3から**すべて**選んでください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 求められた | 求めに応じて、派遣料金を上げた | 1 | |
| | 求められたが、派遣料金を維持した（業務内容・就業期間等の契約内容の変更等も含む） | 2 | |
| | 求められたため、派遣労働者の受け入れをやめた | 3 | |
| 求められたことがない | | 4 | 69 |

SAMPLE

問14　貴事業所には、過半数労働組合(注22)はありますか。また、過半数労働組合が無い場合、過半数代表者(注23)がいますか。

(注22)「過半数労働組合」とは、この調査では労働者の過半数で組織する労働組合をいいます。
(注23)「過半数代表者」とは、この調査では労働者の過半数を代表する者であって、労働者派遣法第40条の2に基づき、事業所単位の期間制限による3年の派遣可能期間を延長する場合に事業所が意見を聴く対象者をいいます。

| 過半数労働組合がある | 過半数労働組合がない | | わからない |
|---|---|---|---|
| | 過半数代表者がいる | 過半数代表者がいない | |
| 1 | 2 | 3 | 4 |

70

過半数代表者はどのような方法で選出されていますか。

| 投票 | 挙手 | 労働者の話合い | 持ち回り決議 | その他 | わからない |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

71

問15　貴事業所における派遣可能期間の延長についてお答えください。

(1) 貴事業所では、過去1年間(令和3年10月1日～令和4年9月30日)のうちに派遣可能期間を延長するため、過半数労働組合又は過半数代表者に意見を聴取しましたか。

| 意見聴取をした | 意見聴取をしていない |
|---|---|
| 1 | 2 |

72

延長のための意見聴取をしていないのはなぜですか。予定も含め、該当するものを**すべて**選んでください。

| | |
|---|---|
| 一時的・季節的な業務量の変動に対処するために受け入れているため | 01 |
| 欠員補充等のために受け入れており、人員が確保できた(できる予定の)ため | 02 |
| 常用労働者数を増やす(予定の)ため | 03 |
| 受け入れていた派遣労働者を直接雇用する(予定の)ため | 04 |
| 無期雇用派遣労働者など期間制限のない派遣労働者を受け入れる(予定の)ため | 05 |
| 派遣労働者に行わせていた専門性の高い業務の必要性がなくなった(なくなる予定の)ため | 06 |
| 派遣労働者に行わせていた軽作業、補助的な業務等の必要性がなくなった(なくなる予定の)ため | 07 |
| 派遣労働者に行わせていた勤務形態の異なる業務の必要性がなくなった(なくなる予定の)ため | 08 |
| 短期間の空白期間を空けて派遣受入期間の規制がかからないようにする(予定の)ため | 09 |
| 派遣可能期間の終了までまだ時間があるため対応を検討中 | 10 |
| 意見聴取が必要であることを知らなかったため | 11 |
| その他 | 12 |

73

7頁問16へ

(1)において、「1」(意見聴取をした)を選択した方のみ次の(2)、(3)及び(4)の設問にお答えください。

(2) 意見聴取の結果、過半数労働組合又は過半数代表者から異議はありましたか。また、派遣期間を延長しましたか。

| 異議が無かったため、派遣可能期間を延長した | 異議があった | | | | その他 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 当初の予定通り期間を延長した | 期間を変更して延長した | 延長しなかった | 対応を検討中 | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

74

SAMPLE

(3) 意見聴取をしたのは、主にどのような業務において派遣可能期間の延長が必要だったからですか。該当するものを**すべて**選んでください。

**＜政令で定める業務＞**(3頁注9)

| | |
|---|---|
| 1号 ソフトウェア開発 | 01 |
| 2号 機械設計 | 02 |
| 3号 事務用機器操作 | 03 |
| 4号 通訳、翻訳、速記 | 04 |
| 5号 秘書 | 05 |
| 6号 ファイリング | 06 |
| 7号 調査 | 07 |
| 8号 財務処理 | 08 |
| 9号 取引文書作成 | 09 |
| 10号 デモンストレーション | 10 |
| 11号 添乗 | 11 |
| 12号 受付・案内 | 12 |
| 13号 研究開発 | 13 |
| 14号 事業の実施体制の企画、立案 | 14 |
| 15号 書籍等の制作・編集 | 15 |
| 16号 広告デザイン | 16 |
| 17号 OAインストラクション | 17 |
| 18号 セールスエンジニアの営業、金融商品等の営業 | 18 |
| 19号 社会福祉施設等における看護業務 | 19 |

**＜政令で定める業務以外＞**(3頁注10)

| | |
|---|---|
| － 放送機器等操作 | 20 |
| － 放送番組等演出 | 21 |
| － 建築物清掃 | 22 |
| － 建築設備運転、点検、整備 | 23 |
| － 駐車場管理等 | 24 |
| － インテリアコーディネータ | 25 |
| － アナウンサー | 26 |
| － テレマーケティング | 27 |
| － 放送番組等における大道具・小道具 | 28 |
| － 水道施設等の設備運転等 | 29 |
| － 営業（選択肢18・27を除く） | 30 |
| － 販売 | 31 |
| － 一般事務 | 32 |
| － 介護 | 33 |
| － 医療関連業務（選択肢19を除く） | 34 |
| － 物の製造 | 35 |
| － 倉庫・搬送関連業務 | 36 |
| － イベント・キャンペーン関連業務 | 37 |
| － その他（具体的業務名）〔　　〕 | 38 |

75

(4) 意見聴取をしたのは、どのような理由で派遣可能期間の延長が必要だったからですか。該当するものを**すべて**選んでください。

| | |
|---|---|
| 一時的・季節的な業務量の変動に対処するため | 01 |
| 欠員補充等必要な人員を迅速に確保できるため | 02 |
| 常用労働者数を抑制するため | 03 |
| 雇用管理の負担が軽減されるため | 04 |
| 社内を活性化するため | 05 |
| 専門性を活かした人材を活用するため | 06 |
| 自社で養成できない労働力を確保するため | 07 |
| 軽作業、補助的業務等を行うため | 08 |
| 勤務形態が常用労働者と異なる業務のため | 09 |
| その他 | 10 |

76

問16 派遣労働者の個人単位の期間制限(3年)についてお答えください。

(1) 過去1年間(令和3年10月1日～令和4年9月30日)に同一の組織単位(課)での派遣就業期間が3年に到達した派遣労働者がいましたか。

| いた | いない |
|---|---|
| 1 | 2 |

77

(2) 過去1年間(令和3年10月1日～令和4年9月30日)に派遣元から派遣労働者の直接雇用の依頼がありましたか。該当するものを**すべて**選んでください。

| 派遣元から直接雇用の依頼があった | | 依頼はなかった |
|---|---|---|
| 依頼に応じた（依頼に応じて直接雇用した） | 依頼があったが直接雇用に至らなかった | |
| 1 | 2 | 3 |

78

直接雇用に至らなかった理由を**すべて**選んでください。

| | |
|---|---|
| 派遣労働者の能力が、自社の求める能力基準に足りなかった | 1 |
| 自社が提示した労働条件と派遣労働者の希望する労働条件が合わなかった | 2 |
| 自社に新規の採用枠がなかった | 3 |
| 派遣労働者が従事してきた業務が廃止された | 4 |
| 派遣労働者の担当業務が専門的であるため、その業務での直接雇用を想定していない | 5 |
| 直接雇用が成立した場合の手数料の条件が、派遣会社と折り合わなかった | 6 |
| その他 | 7 |

79

SAMPLE

(3) 派遣労働者の個人単位の期間制限（3年）についてどう考えますか。**最も**当てはまるものを選んでください。

| | |
|---|---|
| 制限は必要だが、3年より短縮すべき | 1 |
| 今のままでよい | 2 |
| 制限は不要 | 3 |
| 制限は必要だが、3年より延長すべき | 4 |
| わからない | 5 |

80

問17 過去1年間（令和3年10月1日～令和4年9月30日）に労働者派遣契約を中途解除(注24)したことがある場合、該当する理由を次の1～6の中から**すべて**選んでください。中途解除したことがなければ7を選んでください。

| 中途解除したことがある | | | | | | 中途解除したことはない |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 派遣労働者の技術・技能に問題があった | 派遣労働者の勤務状況に問題があった | 派遣労働者と事業所の他の労働者との人間関係に問題があった | 事業所の事業計画に急な変更・中止が発生した | 欠員の補充が可能となった | その他 | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |

81

中途解除の際に、派遣労働者の雇用の安定を図るためにどのような措置を取りましたか。
該当するものを次の1～4の中から**すべて**選んでください。特段対応しなかった場合は5を選んでください。

| | |
|---|---|
| 別の就業機会を提供した | 1 |
| 派遣元事業主が派遣労働者に支払う休業手当・解雇予告手当等に相当する額以上の費用を負担した | 2 |
| 労働者派遣契約の契約期間の終了までの派遣料金全額を派遣元事業主に支払った | 3 |
| その他の措置を講じた | 4 |
| 特段対応しなかった | 5 |

82

（注24）「労働者派遣契約を中途解除した」とは、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行ったことをいいます。

問18 (1) 過去1年間（令和3年10月1日～令和4年9月30日）に派遣労働者から苦情の申し出を受けたことがありますか。

| 受けた | 受けていない |
|---|---|
| 1 | 2 |

83

9頁問19へ

苦情の申し出を受けた件数はいくつですか。一人の派遣労働者からの1個の苦情内容を1件として数えてください。

件

84

(2) 苦情の内容で該当するものを**すべて**選んでください。

| | |
|---|---|
| 業務内容 | 01 |
| 指揮命令関係 | 02 |
| 派遣期間 | 03 |
| 就業日・就業時間・休憩時間・時間外労働・休暇 | 04 |
| 安全・衛生 | 05 |
| 個人情報の保護 | 06 |
| 人間関係・いじめ・パワーハラスメント | 07 |
| セクシャルハラスメント | 08 |
| 妊娠・出産を理由とする不利益な取扱い・ハラスメント | 09 |
| 育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取扱い・ハラスメント | 10 |
| 障害者である派遣労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっているもの | 11 |
| その他 | 12 |

85

(3) 苦情の解決(注25)状況(注26)を選んでください。

| すべてが解決 | 75%以上100%未満程度解決 | 50%以上75%未満程度解決 | 25%以上50%未満程度解決 | 25%未満程度解決 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

86

（注25）「苦情の解決」とは、当事者本人の了解や納得を得られれば解決したこととします。
（注26）「苦情の解決状況」とは、苦情の発生件数に対する苦情の解決した件数の割合をいいます。

SAMPLE

**すべての事業所がお答えください。**

問19 (1) 貴事業所が受け入れた派遣労働者を正社員に採用する制度(注27)はありますか。なお、この調査でいう「正社員」とは、常用労働者であって、貴事業所において正社員、正職員としている者をいいます。

| 制度がある | 制度がない |
|---|---|
| 1 | 2 |

87

(注27) 「正社員に採用する制度」は、この調査では就業規則等で制度として定められている場合に限ります。制度として定められていなくとも、仕事の実績等を勘案して正社員に採用する慣行がある場合は、2を選んでください。

(2) 過去1年間(令和3年10月1日～令和4年9月30日)に派遣労働者を正社員に採用したことはありますか。上記(1)の制度の有無に関わりなく実績をお答えください。

| 採用した | 採用していない |
|---|---|
| 1 | 2 |

88

(3) 過去1年間(令和3年10月1日～令和4年9月30日)に派遣労働者を正社員以外(パート、アルバイト、契約社員等)に採用したことはありますか。上記(1)の制度の有無に関わりなく実績をお答えください。

| 採用した | 採用していない |
|---|---|
| 1 | 2 |

89

問20 (1) 紹介予定派遣(注28)の制度を利用したことがありますか。

| ある | ない | |
|---|---|---|
| | 制度を知っている | 制度を知らない |
| 1 | 2 | 3 |

90

→ 10頁問21(1)へ

→ 問20(3)へ

→ (2) 過去1年間(令和3年10月1日～令和4年9月30日)の紹介予定派遣の利用状況についてお答えください。

① 紹介予定派遣で派遣として働いたことのある派遣労働者は何人ですか。

| | |
|---|---|
| 男 | 91 |
| 女 | 92 |

(人)

② ①のうち、紹介予定派遣を経て直接雇用に結びついた労働者は何人ですか。

| | | 雇用期間の定め無し(2頁注7) | 雇用期間の定め有り(2頁注8) | |
|---|---|---|---|---|
| 一般労働者(2頁注3) | 男 | | | 93～94 |
| | 女 | | | 95～96 |
| 短時間労働者(2頁注4) | 男 | | | 97～98 |
| | 女 | | | 99～100 |
| | | (人) | (人) | |

→ (3) 紹介予定派遣を今後利用しますか。

| 利用する予定である | 検討中である又は検討してみたい | 利用の予定はない | わからない |
|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 |

101

(注28) 「紹介予定派遣」とは、労働者派遣のうち、派遣元事業主が派遣労働者及び派遣先に対して職業紹介を行うことを予定しているものをいいます。紹介予定派遣は、一定の労働者派遣の期間を経て直接雇用に移行することを念頭に行われるものであり、労働者派遣の期間中に、派遣労働者は派遣先における業務が自分に合うかどうか等を確認し、派遣先は労働者の業務遂行能力等が直接雇用するのに相応しいかどうか等を確認した上で、あっせんを経て双方が合意した場合に直接雇用に移行することができます。

ただし、派遣先及び派遣労働者の求人・求職の意思等を確認して職業紹介が行われるものであり、当該意思等の如何によっては職業紹介が行われないこともあります。また、職業紹介の結果、派遣労働者が派遣先に採用されないこともあります。

SAMPLE

問21 (1) 貴事業所に請負労働者(注29)はいますか。

| いる | いない |
|---|---|
| 1 | 2 |

102

→ 問21(2)へ

① 物の製造(注30)を行っている請負労働者はいますか。

| いる | いない |
|---|---|
| 1 | 2 |

103

→ 問21(2)へ

② 令和4年10月1日現在で物の製造を行っている請負労働者は何人ですか。

| | |
|---|---|
| 男 | 人 |
| 女 | 人 |

104～105

(注29) 「請負労働者」とは、請負業者が雇用する労働者であり、請負業者の指揮命令を受けて業務を遂行します。
労働者派遣との違いは、注文主との間に指揮命令関係が生じないという点にあります。

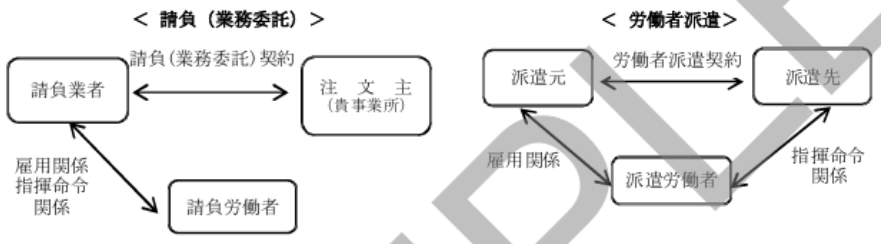


(注30) 「物の製造」とは、物の溶融、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務をいいます。物の製造を行っている請負労働者とは上記の作業に携わる労働者をいいます。

(2) 令和4年10月1日現在の請負契約（貴事業所において行われる業務に限る）による発注の量について、今後（令和5年～7年の3年間において）どのような見通しを持っていますか。問21(1)で請負労働者が「いない」を選んだ場合、新たに請負を活用する予定があれば1を選び、請負を活用する予定がなければ2を選んでください。

| 増やす | 変更しない | 減らす | 発注をやめる | 未定 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

106

問22 次に掲げる種類の労働者の割合を、今後（令和5年～7年の3年間において）変更する方針がありますか。
労働者の種類別にお答えください。

| 労働者の種類 | 割合を増やす (注31) | 割合を変えない | 割合を減らす | 現在いないが、今後も活用の予定はない | 未定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 正社員 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 正社員以外の直接雇用関係のある労働者 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 派遣労働者 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

107～109

(注31) 「割合を増やす」には、調査期日現在、該当の種類の労働者はいないが、今後活用する予定のある場合を含めます。

**これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。**

**令和4年10月17日（月）までに、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて投函してください。**

SAMPLE

参考　政令及び旧政令で定める業務の内容

**＜政令で定める業務＞**

**1号（ソフトウェア開発）**
電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守（これらに先行し、後続し、その他これらに関連して行う分析を含む。）又はプログラム（※1）の設計、作成若しくは保守の業務

**2号（機械設計）**
機械等（※2）又は機械等により構成される設備の設計又は製図（現図製作を含む。）の業務

**3号（事務用機器操作）**
事務用機器（※3）の操作の業務

**4号（通訳、翻訳、速記）**
通訳、翻訳又は速記の業務

**5号（秘書）**
法人の代表者その他の事業運営上の重要な決定を行い、又はその決定に参画する管理的地位にある者の秘書の業務

**6号（ファイリング）**
文書、磁気テープ等のファイリング（能率的な事務処理を図るために総合的かつ系統的な分類に従ってする文書、磁気テープ等の整理（保管を含む。）をいう。以下同じ。）に係る分類の作成又はファイリング（高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするものに限る。）の業務

**7号（調査）**
新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査又は当該調査の結果の整理若しくは分析の業務

**8号（財務処理）**
貸借対照表、損益計算書等の財務に関する書類の作成その他財務の処理の業務

**9号（取引文書作成）**
外国貿易その他の対外取引に関する文書又は商品の売買その他の国内取引に係る契約書、貨物引換証、船荷証券若しくはこれらに準ずる国内取引に関する文書の作成（港湾運送事業法第2条第1項第1号に掲げる行為に附帯して行うもの及び通関業法（昭和42年法律第122号）第2条第1号に規定する通関業務として行われる同号ロに規定する通関書類の作成を除く。）の業務

**10号（デモンストレーション）**
電子計算機、自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする機械の性能、操作方法等に関する紹介及び説明の業務

**11号（添乗）**
旅程管理業務等（※4）、旅程管理業務等に付随して行う旅行者の便宜となるサービスの提供の業務（車両、船舶又は航空機内において行う案内の業務を除く。）又は車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しくは待合いの用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎サービスの提供の業務

**12号（受付・案内）**
建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内の業務

**13号（研究開発）**
科学に関する研究又は科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する新製品若しくは科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する製品の新たな製造方法の開発の業務（1号「ソフトウェア開発」及び2号「機械設計」に掲げる業務を除く。）

**14号（事業の実施体制の企画、立案）**
企業等がその事業を実施するために必要な体制又はその運営方法の整備に関する調査、企画又は立案の業務（労働条件その他の労働に関する事項の設定又は変更を目的として行う業務を除く。）

**15号（書籍等の制作・編集）**
書籍、雑誌その他の文章、写真、図表等により構成される作品の制作における編集の業務

**16号（広告デザイン）**
商品若しくはその包装のデザイン、商品の陳列又は商品若しくは企業等の広告のために使用することを目的として作成するデザインの考案、設計又は表現の業務（建築物内における照明器具、家具等のデザイン又は配置に関する相談又は考案若しくは表現の業務（労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。）を除く。）

**17号（OAインストラクション）**
事務用機器（※3）の操作方法、電子計算機を使用することにより機能するシステムの使用方法又はプログラム（※1）の使用方法を習得させるための教授又は指導の業務

**18号（セールスエンジニアの営業、金融商品の営業）**
顧客の要求に応じて設計（構造を変更する設計を含む。）を行う機械等（※2）若しくは機械等により構成される設備若しくはプログラム（※1）又は顧客に対して専門的知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品（金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号）第2条第1項に規定する金融商品の販売の対象となるものをいう。）に係る当該顧客に対して行う説明若しくは相談又は売買契約（これに類する契約で同項に規定する金融商品の販売に係るものを含む。以下同じ。）についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくは売買契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

**19号（社会福祉施設等における看護業務）**
看護師が保健師助産師看護師法第5条に規定にする療養上の世話又は診療の補助として行う業務（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院及び居宅において行われるもの（訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。）を除く。）

**＜政令で定める業務以外のうち、旧政令で定める業務＞**

**（放送機器等操作）**
映像機器、音声機器等の機器であって、放送番組等（※5）の制作のために使用されるものの操作の業務

**（放送番組等演出）**
放送番組等（※5）の制作における演出の業務（一の放送番組等の全体的形成に係るものを除く。）

**（建築物清掃）**
建築物における清掃の業務

**（建築設備運転、点検、整備）**
建築設備（※6）の運転、点検又は整備の業務（法令に基づき行う点検及び整備の業務を除く。）

**（駐車場管理等）**
建築物に設けられ、又はこれに附属する駐車場の管理の業務その他建築物に出入りし、勤務し、又は居住する者の便宜を図るために当該建築物に設けられた設備（建築設備（※6）を除く。）であって当該建築物の使用が効率的に行われることを目的とするものの維持管理の業務（上記の「建築物清掃」を除く。）

**（インテリアコーディネータ）**
建築物内における照明器具、家具等のデザイン又は配置に関する相談又は考案若しくは表現の業務（労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。）

**（アナウンサー）**
放送番組等（※5）における高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする原稿の朗読、取材と併せて行う音声による表現又は司会の業務（これらの業務に付随して行う業務であって放送番組等の制作における編集への参画又は資料の収集、整理若しくは分析の業務を含む。）

**（テレマーケティング）**
電話その他の電気通信を利用して行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

**（放送番組等における大道具・小道具）**
放送番組等（※5）の制作のために使用される舞台背景、建具等の大道具又は調度品、身辺装飾用品等の小道具の調達、製作、設置、配置、操作、搬入又は搬出の業務（労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。）

**（水道施設等の設備運転等）**
水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設の消毒設備その他の設備、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道若しくは同条第5号に規定する都市下水路の消化設備その他の設備若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（同項に規定するごみ処理施設にあっては、1日当たりの処理能力が10トン以上のものに限る。）の焼却設備その他の設備の運転、点検若しくは整備の業務（高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする運転、点検又は整備の業務に限る。）又は非破壊検査用の機器の運転、点検若しくは整備の業務

＊各号番号は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条の号番号を表します。
※1　電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの。
※2　機械、装置又は器具（これらの部品を含む。）。
※3　電子計算機、タイプライター又はこれらに準ずる事務用機器。
※4　旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の11第1項に規定する旅程管理業務（旅行者に同行して行うものに限る。）又は同法第4条第1項第4号に規定する企画旅行以外の旅行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務。
※5　放送法第2条第1号に規定する放送、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第2条に規定する有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送法第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されているもの。
※6　建築基準法第2条第3号に規定する建築設備。

SAMPLE

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

統計法に基づく一般統計調査

秘

この調査票に記入された事項は、秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 令和4年派遣労働者実態調査（派遣労働者票）

| 都道府県番号 | 事業所一連番号 | 派遣番号 |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |

（記入上の注意）
1 （注）又は13頁「参考　業務の内容」を参照して記入してください。
2 特に断りのない限り、**令和４年10月1日**現在の状況を記入してください。
3 調査票は黒か青のボールペンで記入してください。
4 特に断りのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。
ただし、回答欄が 1 2 3 のように網掛けになっている場合は、設問に従って複数回答をお願いします。
5 数字を記入する場合は、**右詰め**で記入してください。（記入例 1 0 0 0 円）
6 **令和4年11月30日（水）**までに、同封の返信用封筒（切手不要）に入れてご投函ください。

問1 あなた自身についてお答えください。

（1）性別

| 男　性 | 女　性 |
|---|---|
| 1 | 2 |

4

（2）年齢（令和4年10月1日現在）

満 ［　　］ 歳

5

（3）あなたは誰かと同居していますか。同居している家族の続柄について該当するものを1～6の中から**すべて**選んでください。
同居していない場合は7を選んでください。

| 同居している | | | | | | 同居していない |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 配偶者 | 子ども | | 親 | 兄弟姉妹 | その他 | |
| | 扶養あり | 扶養なし | | | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |

6

（4）あなたの生活は主に何によっていますか。該当するものを1つ選んでください。

| あなた自身の収入 | 配偶者の収入 | 子どもの収入 | 親の収入 | 兄弟姉妹の収入 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

7

（5）あなたの最終学歴についてお答えください。ただし、現在、在学中の場合には、在学中の学校についてお答えください。
（中途退学の場合は、その前の学歴の番号を選んでください。）

| | 中　学 | 高　校 | 専修学校（専門課程）（注1） | 高専・短大 | 大　学 | 大学院 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 最終学歴 | 01 | 02 | 03 | 04 | 05 | 06 |
| 在学中の学校（在学中の場合） | 07 | 08 | 09 | 10 | 11 | 12 |

8

あなたが学校卒業後に初めて就いた仕事の就業形態は何ですか。

| 正社員（注2） | 正社員以外 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 派遣労働者 | 短時間労働者（注3） | | 有期契約労働者（注4） | その他 |
| | | 雇用期間の定め無し | 雇用期間の定め有り | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

9

（注1）「専修学校（専門課程）」とは、専修学校で専門課程（高校卒を入学資格とする修業年限2年以上、通常専門学校と呼ばれる学校）を修了した人であり、専修学校（高等課程・一般課程）修了者はここには含めません。専修学校（高等課程）を修了した人は高校卒業と同じ扱いにしてください。
また、ここでいう学歴には専修学校（一般課程）や各種学校（自動車教習所等）は除きます。
（注2）「正社員」とは、いわゆる正社員、正職員として雇用されている者をいいます（短時間正社員も含みます）。
（注3）「短時間労働者」とは、パート、アルバイト、契約社員などの呼称によらず、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が正社員よりも少ない者として雇用されている者をいいます。
（注4）「有期契約労働者」とは、パート、アルバイト、契約社員などの呼称によらず、正社員以外の期間の定めのある労働契約の締結により雇用されている者をいいます。ただし、期間の定めのある労働契約の締結をしていても、「短時間労働者」に該当する場合は、4を選んでください。

SAMPLE

問2　あなたは登録型の派遣労働者(注5)ですか。登録型以外の派遣労働者ですか。

| 登録型(注6) | 登録型以外の派遣労働者 |
|---|---|
| 1 | 2 |

10

→ あなたが現在登録している派遣元事業所の数はいくつですか。

| 1か所 | 2か所 | 3か所 | 4か所 | 5～6か所 | 7か所以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

11

（注5）「派遣労働者」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づいて派遣元から派遣されている者をいいます。

（注6）「登録型」とは、派遣元に希望する職種などの条件等を登録しておき、仕事の依頼を受けたときだけ、派遣元と労働契約を結んで派遣先で働く形態をいいます。

問3　あなたが派遣労働者としてこれまで働いてきた期間を通算するとどれくらいになりますか。
（これまでに派遣労働者として雇用されてきた契約期間を合計した期間をお答えください。派遣期間中の休日は、派遣労働の契約期間としてください。）

| 6か月未満 | 6か月以上<br>1年未満 | 1年以上<br>2年未満 | 2年以上<br>3年未満 | 3年以上<br>5年未満 | 5年以上<br>10年未満 | 10年以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |

12

問4　あなたがこれまで働いてきた派遣先の数はどれくらいですか。
（派遣先が同じ事業所であれば、事業所内の就業場所が複数であっても、1か所として計算してください。
また、同一の派遣先で複数回働いた場合も1か所と計算してください。）

| 1か所 | 2か所 | 3か所 | 4～5か所 | 6～9か所 | 10～19か所 | 20か所以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |

13

SAMPLE

問5 あなたが現在の派遣先(注7)で就業している業務についてお答えください。

(1) あなたが現在の派遣先で就業している主な業務は何ですか。該当するものを**すべて**選んでください。業務の内容についての説明は13頁を参照してください。

**＜政令で定める業務＞(注8)**

| | | |
|---|---|---|
| 1号 | ソフトウェア開発 | 01 |
| 2号 | 機械設計 | 02 |
| 3号 | 事務用機器操作 | 03 |
| 4号 | 通訳、翻訳、速記 | 04 |
| 5号 | 秘書 | 05 |
| 6号 | ファイリング | 06 |
| 7号 | 調査 | 07 |
| 8号 | 財務処理 | 08 |
| 9号 | 取引文書作成 | 09 |
| 10号 | デモンストレーション | 10 |
| 11号 | 添乗 | 11 |
| 12号 | 受付・案内 | 12 |
| 13号 | 研究開発 | 13 |
| 14号 | 事業の実施体制の企画、立案 | 14 |
| 15号 | 書籍等の製作・編集 | 15 |
| 16号 | 広告デザイン | 16 |
| 17号 | OAインストラクション | 17 |
| 18号 | セールスエンジニアの営業、金融商品の営業 | 18 |
| 19号 | 社会福祉施設等における看護業務 | 19 |

**＜政令で定める業務以外＞(注9)**

| | |
|---|---|
| － 放送機器等操作 | 20 |
| － 放送番組等演出 | 21 |
| － 建築物清掃 | 22 |
| － 建築設備運転、点検、整備 | 23 |
| － 駐車場管理等 | 24 |
| － インテリアコーディネータ | 25 |
| － アナウンサー | 26 |
| － テレマーケティング | 27 |
| － 放送番組等における大道具・小道具 | 28 |
| － 水道施設等の設備運転等 | 29 |
| － 営業（選択肢18・27を除く） | 30 |
| － 販売 | 31 |
| － 一般事務 | 32 |
| － 介護 | 33 |
| － 医療関連業務（選択肢19を除く） | 34 |
| － 物の製造 | 35 |
| － 倉庫・搬送関連業務 | 36 |
| － イベント・キャンペーン関連業務 | 37 |
| － その他（具体的業務名）〔　　〕 | 38 |

14

（注7） 現在の派遣先とは、この調査票を配布された事業所をいいます。

（注8） 「政令で定める業務」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条で定めている、日雇労働者についての労働者派遣の禁止の制限を受けない業務をいい、19業務を定めています。問5の＜政令で定める業務＞に掲げる各番号は、政令第4条の号番号を表しています。

（注9） 「政令で定める業務以外」のうち、20から29の選択肢については、平成27年の労働者派遣法改正前の政令（以下「旧政令」といいます。）で定められていたいわゆる26業務（労働者派遣の期間制限を受けない業務）の一部です。
現在はこれらの業務を含め、原則すべての業務において、現行の労働者派遣法に基づく期間制限が設けられています。

**「34 医療関連業務」を選んだ場合のみ、問5(2)にもお答えください。**

(2) 「34 医療関連業務」の業務内容は次のうちどれですか。該当するものを**すべて**選んでください。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 医師業務 | 01 | 助産師業務 | 05 | 歯科衛生士業務 | 09 |
| 歯科医師業務 | 02 | 看護師業務 | 06 | 診療放射線技師業務 | 10 |
| 薬剤師業務 | 03 | 准看護師業務 | 07 | 歯科技工士業務 | 11 |
| 保健師業務 | 04 | 管理栄養士業務 | 08 | その他診療補助業務(注10) | 12 |

15

（注10） 「その他診療補助業務」とは、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、認定特定行為業務従事者が行う業務を指します。

問6 あなたが現在の派遣先で就業している業務の技術・技能を習得した主な方法を**3つまで**選んでください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 通学制の学校・専門学校(注11) | 1 | 派遣先で就業中の技能蓄積(注14) | 6 |
| 公的機関が実施する職業訓練 | 2 | 派遣関係以外の勤務先での教育訓練 | 7 |
| 独学（通信教育を含む）(注12) | 3 | 派遣関係以外の勤務先で就業中の技能蓄積 | 8 |
| 派遣元の教育訓練(注13) | 4 | その他 | 9 |
| 派遣先の教育訓練(注13) | 5 | | |

16

（注11） 「通学制の学校・専門学校」には大学等が行う生涯学習講座、公開講座等も含めます。

（注12） 「独学（通信教育を含む）」には、放送を利用したものの他、eラーニング（コンピューターネットワーク等を介して行われる教育や研修）も含めます。
eラーニングには、あらかじめ用意されたコンテンツを利用するオンデマンド型の他、講義がリアルタイム配信されるライブ型のものも含めます。
なお、注11及び注12は自己の負担のみで受講した場合に限ります。

（注13） ここでいう「教育訓練」とは、日常の業務に就きながら行われる教育訓練で、訓練の対象者、教育担当者、期間及び内容を具体的に定め、計画的に実施するものをいい、単に仕事の手順を教えるだけのものは含めません。

（注14） 「技能蓄積」には、現在の派遣先だけでなく、以前の派遣先の教育訓練及び就業中の技能蓄積で習得した場合も含めます。

SAMPLE

問7 あなたの現在の派遣元との労働契約の期間（労働契約が更新されている場合は、直近の労働契約の期間）はどれくらいですか。

| 1日以内 | 2日以上<br>1週間以下 | 1週間を超え<br>30日以下 | 30日を超え<br>2か月以下 | 2か月を超え<br>3か月以下 | 3か月を超え<br>6か月以下 | 6か月を超え<br>1年以下 | 1年を超え<br>3年以下 | 3年を超える | 期間の<br>定めはない |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 01 | 02 | 03 | 04 | 05 | 06 | 07 | 08 | 09 | 10 |

17

問8 あなたが現在の派遣先で予定されている派遣期間（派遣元から明示されている「労働者派遣の期間」）はどれくらいですか。（例えば、現在の派遣期間が令和4年4月1日から令和5年3月31日までであれば、07を選んでください。）
派遣契約が更新されている場合は、直近の派遣の期間をお答えください。

| 1日以内 | 2日以上<br>1週間以下 | 1週間を超え<br>30日以下 | 30日を超え<br>2か月以下 | 2か月を超え<br>3か月以下 | 3か月を超え<br>6か月以下 | 6か月を超え<br>1年以下 | 1年を超え<br>3年以下 | 3年を超える | 期間の<br>定めはない |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 01 | 02 | 03 | 04 | 05 | 06 | 07 | 08 | 09 | 10 |

18

問9 あなたは現在の派遣先で「課」、「グループ」等の同一の「組織単位」(注15)に継続して(注16)どのくらい働いていますか。派遣期間外の期間は計上しないでお答えください。

| 1日以内 | 2日以上<br>1週間以下 | 1週間を超え<br>30日以下 | 30日を超え<br>2か月以下 | 2か月を超え<br>3か月以下 | 3か月を超え<br>6か月以下 | 6か月を超え<br>1年以下 | 1年を超え<br>3年以下 | 3年を超える |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |

19

(注15) 「組織単位」とは、いわゆる「課」や「グループ」など、業務や指揮命令監督権限のまとまりで、通常派遣先が指定するものであり、派遣契約で定められたものを指します。「組織単位」については、派遣元から渡される「就業条件明示書」等で確認することができます。

(注16) 「継続して」には、前回の派遣契約の終了の日から次の派遣契約の開始の日までが3か月以下の場合が含まれます。

問10 あなたが現在の派遣先で「課」、「グループ」等の同一の「組織単位」で継続して働いてきたこれまでの期間中に、派遣元との労働契約の更新を何回行いましたか。

| 0回 | 1回 | 2回 | 3回 | 4回以上 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

20

問11 (1) あなたの現在の派遣先での9月最後の1週間（9月24日～9月30日）の実労働時間数（残業時間を含み、休憩時間は除く）はどれくらいでしたか。

| 10時間未満 | 10～20時間<br>未満 | 20～30時間<br>未満 | 30～40時間<br>未満 | 40～50時間<br>未満 | 50時間以上 | 現在の派遣先で<br>働いていなかった |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |

21

(2) あなたの現在の派遣先での残業はどれくらいですか。

| ほとんど<br>毎日ある | 2～3日に<br>1回程度 | ほぼ1週間に<br>1回程度 | ほぼ2週間に<br>1回程度 | ほぼ1か月に<br>1回程度 | 数か月に1回<br>程度又は<br>ほとんどない | まったくない |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |

22

問12 あなたは現在、派遣労働者として、年次有給休暇は付与されていますか。

| 付与されている | 付与されていない |
|---|---|
| 1 | 2 |

23

→ あなたが過去1年間（令和3年10月1日～令和4年9月30日）に派遣労働者として、年次有給休暇を取得した日数は何日ですか。

| 0日 | 1～4日 | 5～9日 | 10～14日 | 15日以上 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

24

SAMPLE

問13 (1) あなたの現在の派遣先での就業中の賃金(基本給、税込)を時間給に換算するといくらですか。

時間給換算額 | | | | | | 円(1円未満は四捨五入し、右詰めで記入してください。)

25

日給制の場合の時間給換算額は次の計算式で求めてください。
・・・ 日給の基本給÷所定労働時間数(1日)
月給制の場合の時間給換算額は次の計算式で求めてください。
・・・ 月給の基本給÷所定労働時間数(1か月)

※「基本給」は、税金及び社会保険料を差し引く前の支給額であり、残業手当、休日手当、賞与・一時金、精皆勤手当及び通勤手当等各種手当を含めないでください。

※「所定労働時間数(1日)」は1日当たりの所定労働時間数であり、「所定労働時間数(1か月)」は1か月当たりの所定労働時間数です。1か月の所定労働時間数が月によって異なるときは、1年間の1か月平均所定労働時間数または、契約期間の1か月平均所定労働時間数とします。各々次の計算式で求めてください。
・1年間の1か月平均所定労働時間数＝年間所定労働日数×1日の所定労働時間数÷12
・契約期間の1か月平均所定労働時間数＝契約期間の所定労働日数×1日の所定労働時間÷契約月数
これらには所定外労働(残業時間、休日出勤時間)を含めないでください。

(2) あなたは上記(1)の時間給に満足していますか。

| 満足している | 満足していない | どちらとも言えない |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |

26

→ **問14へ**

その理由は何ですか。

| | |
|---|---|
| 派遣先で同一の業務を行う直接雇用されている労働者よりも賃金が低いから | 1 |
| 派遣先で同一の業務を行う他の派遣労働者より賃金が低いから | 2 |
| 自分の能力や職務内容に見合った賃金ではないから | 3 |
| 業務量に見合った賃金でないから | 4 |
| その他 | 5 |

27

問14 あなたの昨年1年間(令和3年1月1日～12月31日)の給与収入(税込)はいくらでしたか。また、派遣労働による収入、賞与・一時金はいくらでしたか。

| | | |
|---|---|---|
| 年間給与収入(注17) | | 万円 |
| うち、派遣労働による年間収入(注18) | | 万円 |
| うち、賞与・一時金 | | 万円 |

28～30

(1万円未満は四捨五入し、右詰めで記入してください。)

(注17) 「年間給与収入」には、あなたが全ての勤め先から支払いを受けた給与・賞与・諸手当の合計金額を記入してください。また、税金、社会保険料などが控除される前の総支給額で記入してください。

(注18) 「うち、派遣労働による年間収入」には、派遣労働以外の就業形態で働いて得た収入は含めません。現在の派遣元以外や複数の派遣元から得た派遣労働による収入も含めます。なお、1年間の収入には、賞与・諸手当を含みます。また、税金、社会保険料などが控除される前の総支給額で記入してください。

記入例

例1 給与収入が派遣労働のみの場合
(派遣労働による年間収入は180万円)

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年間給与収入 | | 1 | 8 | 0 | 万円 |
| うち、派遣労働による年間収入 | | 1 | 8 | 0 | 万円 |
| うち、賞与・一時金 | | | | | 万円 |

例2 給与収入が派遣労働とパートタイム労働の場合
(派遣労働による年間収入は80万円、パートタイム労働による年間収入は20万円)

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年間給与収入 | | 1 | 0 | 0 | 万円 |
| うち、派遣労働による年間収入 | | | 8 | 0 | 万円 |
| うち、賞与・一時金 | | | | | 万円 |

(80万円＋20万円) 給与収入を合算したものを記入してください。

SAMPLE

問15 諸手当等、各種制度は支給・実施されていますか。諸手当等、各種制度が支給・実施されている場合は、該当する手当等、各種制度を次の01～09の中から**すべて**選んでください。支給・実施がない場合は10を選んでください。

| 支給・実施がある | | | | | | | | | 支給・実施はない |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 通勤手当 | 資格手当 | 家族手当 | 住宅手当 | 精皆勤手当 | 左記以外の諸手当 | 賞与・一時金 | 昇給 | 退職金 | |
| 01 | 02 | 03 | 04 | 05 | 06 | 07 | 08 | 09 | 10 |

31

問16 あなたは、現在の派遣元において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していますか。加入していない場合は、加入要件の充足状況を2から4までの選択肢から選んでください。

| 社会保障制度 | 加入している | 加入していない(注19) | | | 加入の有無がわからない | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 加入要件を満たしている | 加入要件を満たしていない | 満たしているかわからない | | |
| ①雇用保険 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 32 |
| ②健康保険 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 33 |
| ③厚生年金保険 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 34 |

(注19) 未加入の場合、派遣元からの理由の通知があることになっていますので、これによってご判断ください。
なお、各制度の加入要件はおおむね次のとおりです。
雇用保険:①1週間の所定労働時間が20時間以上 ②31日以上の雇用見込みがあること
健康保険、厚生年金保険:①1週間の所定労働時間が週30時間(従業員101人以上の会社は週20時間)以上②従業員100人以下の会社で労使で合意した場合
詳細は、厚労省ホームページを参照してください。(https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakuki/)

問17 現在の派遣元では、妊娠・出産・育児・介護に関して休暇制度や配慮されている取組等はありますか。また、その内容は何ですか。
該当する取組等を次の1～7の中から**すべて**選んでください。取組等がない場合は8を選んでください。
(あなたが男性の場合も、産前・産後休暇や母性健康管理措置については、女性の派遣労働者に適用されていれば選んでください)

| | | |
|---|---|---|
| 休暇制度、配慮されている取組等がある | 産前・産後休暇 | 1 |
| | 妊婦健診の受診時間確保 | 2 |
| | 時差通勤・勤務時間の短縮等 | 3 |
| | 妊娠中の休憩 | 4 |
| | 業務負担軽減(配置換えを含む) | 5 |
| | 育児休業制度等 | 6 |
| | 介護休業制度等 | 7 |
| 休暇制度、配慮されている取組等がない | | 8 |
| 休暇制度、配慮されている取組等があるかどうかわからない | | 9 |

35

問18 あなたが派遣労働者として働いている間の産前・産後休暇、育児休業(注20)、介護休業(注21)についてお答えください。
(2)は女性、(3)は男性がお答えください。
なお、妊娠・出産・育児を複数回経験されている場合は、直近の妊娠・出産・育児についてお答えください。

(1) 過去5年間において、派遣労働者として働いている間に育児(注20)(介護)(注21)をした当時の派遣元との**主な**契約形態を**一つ**選んでください。

| | | |
|---|---|---|
| 登録型 | 期間の定めのある労働契約(6か月以下) | 1 |
| | 期間の定めのある労働契約(6か月を超え1年以下) | 2 |
| | 期間の定めのある労働契約(1年超) | 3 |
| 登録型以外 | 期間の定めのある労働契約(6か月以下) | 4 |
| | 期間の定めのある労働契約(6か月を超え1年以下) | 5 |
| | 期間の定めのある労働契約(1年超) | 6 |
| | 期間の定めのない労働契約 | 7 |
| 派遣労働者として働いている間に育児(介護)をしていない | | 8 |

36

(注20) ここでいう「育児」は、育児・介護休業法における育児休業の対象となる育児を指します。育児休業は、原則1歳未満の子を養育する場合が対象であり、保育所に入所できない等一定の場合は、最長2歳まで延長可能です。
(注21) ここでいう「介護」は、育児・介護休業法における介護休業の対象となる介護を指します。介護休業は、要介護状態(負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態)にある対象家族を介護する場合が対象です。

SAMPLE

(2) 女性の派遣労働者の方にお伺いします。

①過去5年間における産前・産後休暇及び育児休業の取得状況についてお答えください。

| 派遣労働者として働いている間に妊娠・出産・育児を経験 | | | 派遣労働者として働いている間に妊娠・出産・育児の経験をしていない |
|---|---|---|---|
| 取得した | | 産前・産後休暇を取得せずに退職した | |
| 産前・産後休暇及び育児休業の両方を取得した | 産前・産後休暇のみ取得した（育児休業は取得しなかった） | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 |

37

取得後の復職状況についてお答えください。

| 復職した | | 復職しなかった |
|---|---|---|
| 元の派遣先に派遣された | 別の派遣先に派遣された又は派遣元に直接雇用された | |
| 1 | 2 | 3 |

38

②過去5年間における介護休業の取得状況についてお答えください。

| 派遣労働者として働いている間に介護を経験 | | | 派遣労働者として働いている間に介護の経験をしていない |
|---|---|---|---|
| 取得した | 取得しなかった | | |
| | 退職しなかった | 退職した | |
| 1 | 2 | 3 | 4 |

39

取得後の復職状況についてお答えください。

| 復職した | | 復職しなかった |
|---|---|---|
| 元の派遣先に派遣された | 別の派遣先に派遣された又は派遣元に直接雇用された | |
| 1 | 2 | 3 |

40

(3) 男性の派遣労働者の方にお伺いします。

①過去5年間における育児休業の取得状況についてお答えください。

| 派遣労働者として働いている間に育児を経験 | | | 派遣労働者として働いている間に育児の経験をしていない |
|---|---|---|---|
| 取得した | 取得しなかった | | |
| | 退職しなかった | 退職した | |
| 1 | 2 | 3 | 4 |

41

取得後の復職状況についてお答えください。

| 復職した | | 復職しなかった |
|---|---|---|
| 元の派遣先に派遣された | 別の派遣先に派遣された又は派遣元で直接雇用された | |
| 1 | 2 | 3 |

42

②過去5年間における介護休業の取得状況についてお答えください。

| 派遣労働者として働いている間に介護を経験 | | | 派遣労働者として働いている間に介護の経験をしていない |
|---|---|---|---|
| 取得した | 取得しなかった | | |
| | 退職しなかった | 退職した | |
| 1 | 2 | 3 | 4 |

43

取得後の復職状況についてお答えください。

| 復職した | | 復職しなかった |
|---|---|---|
| 元の派遣先に派遣された | 別の派遣先に派遣された又は派遣元で直接雇用された | |
| 1 | 2 | 3 |

44

SAMPLE

問19　現在の派遣先において、次の①から⑥の福利厚生施設はありますか。また、その施設がある場合、あなたは利用できますか。

| 派遣先での福利厚生施設の有無・利用 | | ①<br>給食施設<br>（食堂） | ②<br>休憩室 | ③<br>更衣室 | ④<br>病院・診療所 | ⑤<br>企業内保育所・託児施設 | ⑥<br>レクリエーション等に関する施設 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 施設がある | 利用できる | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用できない | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 施設がない | | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

45～50

問20　あなたは、過去1年間（令和3年10月1日～令和4年9月30日）に、派遣元又は派遣先が提供する教育訓練を受けたことがありますか。

| ある | ない |
|---|---|
| 1 | 2 |

51

問21（1）へ

あなたは、派遣元又は派遣先でどのような内容の教育訓練を受けましたか。該当するものを**すべて**選んでください。

| | | |
|---|---|---|
| 派遣元で受けた教育訓練 | 入職時訓練 | 1 |
| | OFF-JT(注22)（eラーニング(注23)及び社外で実施する場合を除く） | 2 |
| | OJT(注24) | 3 |
| 派遣先で受けた教育訓練 | OFF-JT(注22)（eラーニング(注23)及び社外で実施する場合を除く） | 4 |
| | OJT(注24) | 5 |
| 派遣元又は派遣先で受けた社外（業界団体や学校、民間の教育訓練機関等）でのOFF-JT（eラーニングを除く） | | 6 |
| 派遣元又は派遣先で受けたeラーニング(注23) | | 7 |

52

（注22）「OFF-JT」（Off The Job Training）とは、通常の業務を一時的に離れて行う教育訓練を指します。
（注23）「eラーニング」（electronic learning）とは、コンピューターネットワーク等を介して行われる教育や研修のことを指します。
（注24）「OJT」（On The Job Training）とは、日常の業務につきながら行う教育訓練を指します。

問21（1）現在の派遣元では、キャリアコンサルティング(注25)(注26)を受けるためにどのような相談窓口が置かれていますか。
該当するものを次の1～5の中から**すべて**選んでください。置かれていない場合は6を、わからない場合は7を選んでください。

| 置かれている | | | | | 置かれていない | わからない |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 社内のキャリアコンサルタント(注27) | 社外のキャリアコンサルタント | 営業担当者 | コーディネーター | その他 | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |

53

9頁問22（1）へ

（注25）派遣元事業主は、雇用している派遣労働者のキャリアアップを図るため、段階的かつ体系的な教育訓練及び希望者に対するキャリアコンサルティングを実施する義務があります。
（注26）この調査での「キャリアコンサルティング」とは、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第2条第5項に規定するキャリアコンサルティングのうち、労働者の職業生活の設計に関する相談その他の援助を行うことをいいます。
（注27）「キャリアコンサルタント」とは、キャリアコンサルタントの名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを職業とする者をいいます。
（職業能力開発促進法第30条の3）

（2）あなたは、過去1年間（令和3年10月1日～令和4年9月30日）に、現在の派遣元でキャリアコンサルティングを受けたことがありますか。

| ある | ない |
|---|---|
| 1 | 2 |

54

SAMPLE

(3) 現在の派遣元では、教育訓練やキャリアコンサルティングについてどのような方法で周知されていますか。
該当するものを1～5の中から**すべて**選んでください。周知されていない場合は6を、わからない場合は7を選んでください。

| | | |
|---|---|---|
| 周知された | 派遣元から郵送、電子メールなどにより資料が渡された | 1 |
| | 派遣元の事業所に資料が掲示されている | 2 |
| | 派遣元のホームページで公表されている | 3 |
| | 口頭で説明された | 4 |
| | その他の方法で周知された | 5 |
| 周知されていない | | 6 |
| わからない | | 7 |

55

問22 派遣労働者として働いている理由、派遣労働者の個人単位の期間制限(3年)についてお答えください。
(1) あなたが派遣労働者として働いている理由は何ですか。該当するものを**すべて**選んでください。

| | |
|---|---|
| 自分の都合のよい時間に働きたいから | 1 |
| 家計の補助・学費等を得たいから | 2 |
| 家事・育児・介護等と両立しやすいから | 3 |
| 専門的な技能等をいかせるから | 4 |
| 正規の職員・従業員の仕事がないから | 5 |
| その他 | 6 |

56

(2) 過去1年間(令和3年10月1日～令和4年9月30日)に同一の組織単位(課)での派遣就業期間が3年(個人単位の期間制限の上限)に到達したことがありますか。

| 到達したことがあった | 到達したことはなかった | わからない |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |

57

10頁問22(3)へ

3年の期間制限が到来した際の就業場所の異動はありましたか。該当するものを**一つ**選んでください。

| | | |
|---|---|---|
| 異動があった | 派遣先の事業所の中で、別の組織単位(課)に異動した | 1 |
| | 別の派遣先に異動した | 2 |
| | 離職した | 3 |
| | その他 | 4 |
| 異動はなかった | | 5 |

58

10頁問22(3)へ

派遣就業制限期間終了後に就業場所が変わることで効果や影響がありましたか。
該当するものを**すべて**選んでください。

| | |
|---|---|
| 様々な就業場所で就業することで、専門性や能力の向上に繋がった | 1 |
| 様々な種類の業務に従事することで、幅広い経験を積むことができた | 2 |
| 職場が変わることで、専門性や能力の向上が難しかった | 3 |
| 職場が変わることで、経験を積むことが難しかった | 4 |
| 特に効果は感じない | 5 |

59

派遣就業制限期間終了後に就業場所が変わることで負担がありましたか。該当するものを**すべて**選んでください。

| | |
|---|---|
| 就業場所が変わる度に、業務を覚える必要があるため、業務的に負担になった | 1 |
| 就業場所が変わる度に、人間関係を構築する必要があるため、精神的に負担になった | 2 |
| 継続を希望する派遣先で就業できないことは不合理 | 3 |
| その他 | 4 |
| 特に負担は感じない | 5 |

60

SAMPLE

(3) 派遣労働者の個人単位の期間制限(3年)についてどう考えますか。**最も**当てはまるものを選んでください。

| | |
|---|---|
| 制限は必要だが、3年より短縮すべき | 1 |
| 今のままでよい | 2 |
| 制限は不要 | 3 |
| 制限は必要だが、3年より延長すべき | 4 |
| わからない | 5 |

61

問23 派遣元への要望はなにかありますか。

| ある | ない |
|---|---|
| 1 | 2 |

62

→ **問24へ**

→ 要望の内容を次の中から**3つまで**選んでください。

| | |
|---|---|
| 継続した仕事を確保してほしい | 01 |
| 賃金制度(注28)を改善してほしい | 02 |
| 年次有給休暇を取りやすくしてほしい | 03 |
| 労働・社会保険に加入してほしい | 04 |
| 安全管理・健康管理を充実してほしい | 05 |
| 福利厚生制度(注29)を充実してほしい | 06 |
| 教育訓練を充実してほしい | 07 |
| 苦情・要望に迅速に対応してほしい | 08 |
| 派遣前の事業所訪問等を求めないよう派遣先に説明してほしい | 09 |
| 派遣契約が中途解除された場合、他の派遣先の確保をしてほしい | 10 |
| 派遣先に対して、派遣先での直接雇用に切り替えるよう依頼してほしい | 11 |
| その他 | 12 |

63

(注28) 「賃金制度」とは、賃金の決定方法を定めた制度をいいます。

(注29) 「福利厚生制度」とは、この調査では慶弔・災害見舞金、余暇施設(運動施設、保養所)、文化・体育・レクリエーション活動支援等をいい、住宅手当、食事手当等の賃金関係は、ここには含めません。

問24 派遣先への要望はなにかありますか。

| ある | ない |
|---|---|
| 1 | 2 |

64

→ **11頁 問25へ**

→ 要望の内容を次の中から**3つまで**選んでください。

| | |
|---|---|
| 派遣契約外業務を命じないよう管理してほしい | 01 |
| 指揮命令系統を明確にしてほしい | 02 |
| 派遣契約期間を長くしてほしい | 03 |
| 派遣契約の中途解除を避ける努力をしてほしい | 04 |
| 適切な労働時間管理をしてほしい | 05 |
| 年次有給休暇を取りやすくしてほしい | 06 |
| 職場でのいじめやセクハラの防止について責任を持って対応してほしい | 07 |
| 苦情の申し立てに対して迅速に対応してほしい | 08 |
| 個人情報の保護に配慮してほしい | 09 |
| 職場環境(安全・衛生等)を良くしてほしい | 10 |
| 派遣前の事業所訪問等を求めないでほしい | 11 |
| 福利厚生施設を利用させてほしい | 12 |
| その他 | 13 |

65

SAMPLE

問25 派遣先の正社員等の募集情報を、派遣先から直接又は派遣元を経由して、提供されたことがありますか。
また、それらに応募したことがありますか。募集情報ごとにお答えください。

| 募集情報 | 情報提供があった | | 情報提供がなかった |
|---|---|---|---|
| | 応募した | 応募しなかった | |
| ①派遣先の正社員の募集情報 | 1 | 2 | 3 |
| ②派遣先の正社員以外(パート・アルバイト・契約社員など)の募集情報 | 1 | 2 | 3 |

66
67

問26 紹介予定派遣(注30)を知っていますか。

| 知っている | 知らない |
|---|---|
| 1 | 2 |

68

→ 問27へ

→ 紹介予定派遣を利用したいですか。

| 利用したい | 利用したくない | わからない |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |

69

(注30) 「紹介予定派遣」とは、労働者派遣のうち、派遣元事業主が派遣労働者及び派遣先に対して職業紹介を行うことを予定しているものをいいます。紹介予定派遣は、一定の労働者派遣の期間を経て直接雇用に移行することを念頭に行われるものであり、労働者派遣の期間中に、派遣労働者は派遣先における業務が自分に合うかどうか等を確認し、派遣先は労働者の業務遂行能力等が直接雇用するのに相応しいかどうか等を確認した上で、あっせんを経て双方が合意した場合に直接雇用に移行することができます。
ただし、派遣先及び派遣労働者の求人・求職の意思等を確認して職業紹介が行われるものであり、当該意思等の如何によっては職業紹介が行われないこともあります。また、職業紹介の結果、派遣労働者が派遣先に採用されないこともあります。

問27 あなたは、労働者派遣法などの労働者派遣制度に関する基本的な情報や制度改正などについて、どのような方法で情報を得ていますか。該当するものを1～7の中から**すべて**選んでください。情報を得ていない場合はその理由を8～9から1つ選んでください。

| | | |
|---|---|---|
| 情報を得ている | 現在の派遣元に雇用される際に説明を受けた | 1 |
| | 現在の派遣元から随時説明を受けたりパンフレットなどが配られたりしている | 2 |
| | 労働者派遣法改正などにより大きく制度変更があった時に派遣元から説明を受けた | 3 |
| | 新聞、テレビ、書籍、雑誌、インターネットなど | 4 |
| | 厚生労働省発行のパンフレットなど | 5 |
| | 厚生労働省や民間会社、労働組合などが開催する説明会やセミナー、シンポジウムなど | 6 |
| | その他 | 7 |
| 情報を得ていない | 特に関心が無い | 8 |
| | 特に情報を得る機会はない | 9 |

70

SAMPLE

問28 あなたは、今後は派遣労働者、派遣労働者以外等のいずれかで働きたいと考えていますか。

| 派遣労働者として働きたい | 派遣労働者以外(正社員、パート等)の就業形態で働きたい | その他 |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |

71

**これで調査は終わりです。**
**この頁の末尾をご覧ください。**

派遣労働者以外の就業形態で今後どのように働きたいですか。

| | | |
|---|---|---|
| 正社員として | 今の派遣先で働きたい | 1 |
| | 今の派遣先以外で働きたい | 2 |
| パート等の正社員以外の就業形態で | 期間の定めのない労働契約により、今の派遣先で働きたい | 3 |
| | 期間の定めのない労働契約により、今の派遣先以外で働きたい | 4 |
| | 期間の定めのある労働契約により、今の派遣先で働きたい | 5 |
| | 期間の定めのある労働契約により、今の派遣先以外で働きたい | 6 |
| その他 | | 7 |

72

派遣労働者として今後どのように働きたいですか。

| | | |
|---|---|---|
| 期間の定めのない労働契約により | 今の派遣先で働きたい | 1 |
| | いろいろな派遣先で働きたい | 2 |
| 期間の定めのある労働契約により | 今の派遣先で働きたい | 3 |
| | いろいろな派遣先で働きたい | 4 |
| 短期・単発の仕事中心の派遣労働者として働きたい | | 5 |
| その他 | | 6 |

73

SAMPLE

**これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。**

**令和4年11月30日(水)までに、同封の返信用封筒(切手不要)に入れてご投函ください。**

参考　政令及び旧政令で定める業務の内容(問5参照)

**＜政令で定める業務＞**

**1号(ソフトウェア開発)**
電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守(これらに先行し、後続し、その他これらに関連して行う分析を含む。)又はプログラム(※1)の設計、作成若しくは保守の業務

**2号(機械設計)**
機械等(※2)又は機械等により構成される設備の設計又は製図(現図製作を含む。)の業務

**3号(事務用機器操作)**
事務用機器(※3)の操作の業務

**4号(通訳、翻訳、速記)**
通訳、翻訳又は速記の業務

**5号(秘書)**
法人の代表者その他の事業運営上の重要な決定を行い、又はその決定に参画する管理的地位にある者の秘書の業務

**6号(ファイリング)**
文書、磁気テープ等のファイリング(能率的な事務処理を図るために総合的かつ系統的な分類に従ってする文書、磁気テープ等の整理(保管を含む。)をいう。以下同じ。)に係る分類の作成又はファイリング(高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするものに限る。)の業務

**7号(調査)**
新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査又は当該調査の結果の整理若しくは分析の業務

**8号(財務処理)**
貸借対照表、損益計算書等の財務に関する書類の作成その他財務の処理の業務

**9号(取引文書作成)**
外国貿易その他の対外取引に関する文書又は商品の売買その他の国内取引に係る契約書、貨物引換証、船荷証券若しくはこれらに準ずる国内取引に関する文書の作成(港湾運送事業法第2条第1項第1号に掲げる行為に附帯して行うもの及び通関業法(昭和42年法律第122号)第2条第1号に規定する通関業務として行われる同号ロに規定する通関書類の作成を除く。)の業務

**10号(デモンストレーション)**
電子計算機、自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする機械の性能、操作方法等に関する紹介及び説明の業務

**11号(添乗)**
旅程管理業務等(※4)、旅程管理業務等に付随して行う旅行者の便宜となるサービスの提供の業務(車両、船舶又は航空機内において行う案内の業務を除く。)又は車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しくは待合いの用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎サービスの提供の業務

**12号(受付・案内)**
建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内の業務

**13号(研究開発)**
科学に関する研究又は科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する新製品若しくは科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する製品の新たな製造方法の開発の業務(1号「ソフトウェア開発」及び2号「機械設計」に掲げる業務を除く。)

**14号(事業の実施体制の企画、立案)**
企業等がその事業を実施するために必要な体制又はその運営方法の整備に関する調査、企画又は立案の業務(労働条件その他の労働に関する事項の設定又は変更を目的として行う業務を除く。)

**15号(書籍等の制作・編集)**
書籍、雑誌その他の文章、写真、図表等により構成される作品の制作における編集の業務

**16号(広告デザイン)**
商品若しくはその包装のデザイン、商品の陳列又は商品若しくは企業等の広告のために使用することを目的として作成するデザインの考案、設計又は表現の業務(建築物内における照明器具、家具等のデザイン又は配置に関する相談又は考案若しくは表現の業務(労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。)を除く。)

**17号(OAインストラクション)**
事務用機器(※3)の操作方法、電子計算機を使用することにより機能するシステムの使用方法又はプログラム(※1)の使用方法を習得させるための教授又は指導の業務

**18号(セールスエンジニアの営業、金融商品の営業)**
顧客の要求に応じて設計(構造を変更する設計を含む。)を行う機械等(※2)若しくは機械等により構成される設備若しくはプログラム(※1)又は顧客に対して専門的知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品(金融商品の販売等に関する法律(平成12年法律第101号)第2条第1項に規定する金融商品の販売の対象となるものをいう。)に係る当該顧客に対して行う説明若しくは相談又は売買契約(これに類する契約で同項に規定する金融商品の販売に係るものを含む。以下同じ。)についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくは売買契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

**19号(社会福祉施設等における看護業務)**
看護師が保健師助産師看護師法第5条に規定にする療養上の世話又は診療の補助として行う業務(病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院及び居宅において行われるもの(訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。)を除く。)

**＜政令で定める業務以外のうち、旧政令で定める業務＞**

**(放送機器等操作)**
映像機器、音声機器等の機器であって、放送番組等(※5)の制作のために使用されるものの操作の業務

**(放送番組等演出)**
放送番組等(※5)の制作における演出の業務(一の放送番組等の全体的形成に係るものを除く。)

**(建築物清掃)**
建築物における清掃の業務

**(建築設備運転、点検、整備)**
建築設備(※6)の運転、点検又は整備の業務(法令に基づき行う点検及び整備の業務を除く。)

**(駐車場管理等)**
建築物に設けられ、又はこれに附属する駐車場の管理の業務その他建築物に出入りし、勤務し、又は居住する者の便宜を図るために当該建築物に設けられた設備(建築設備(※6)を除く。)であって当該建築物の使用が効率的に行われることを目的とするものの維持管理の業務(上記の「建築物清掃」を除く。)

**(インテリアコーディネータ)**
建築物内における照明器具、家具等のデザイン又は配置に関する相談又は考案若しくは表現の業務(労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。)

**(アナウンサー)**
放送番組等(※5)における高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする原稿の朗読、取材と併せて行う音声による表現又は司会の業務(これらの業務に付随して行う業務であって放送番組等の制作における編集への参画又は資料の収集、整理若しくは分析の業務を含む。)

**(テレマーケティング)**
電話その他の電気通信を利用して行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

**(放送番組等における大道具・小道具)**
放送番組等(※5)の制作のために使用される舞台背景、建具等の大道具又は調度品、身辺装飾用品等の小道具の調達、製作、設置、配置、操作、搬入又は搬出の業務(労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。)

**(水道施設等の設備運転等)**
水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定する水道施設の消毒設備その他の設備、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道若しくは同条第5号に規定する都市下水路の消化設備その他の設備若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設(同項に規定するごみ処理施設にあっては、1日当たりの処理能力が10トン以上のものに限る。)の焼却設備その他の設備の運転、点検若しくは整備の業務(高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする運転、点検又は整備の業務に限る。)又は非破壊検査用の機器の運転、点検若しくは整備の業務

＊各号番号は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条の号番号を表します。

※1　電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの。

※2　機械、装置又は器具(これらの部品を含む。)。

※3　電子計算機、タイプライター又はこれらに準ずる事務用機器。

※4　旅行業法(昭和27年法律第239号)第12条の11第1項に規定する旅程管理業務(旅行者に同行して行うものに限る。)又は同法第4条第1項第4号に規定する企画旅行以外の旅行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務。

※5　放送法第2条第1号に規定する放送、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第2条に規定する有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送法第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されているもの。

※6　建築基準法第2条第3号に規定する建築設備。

SAMPLE

## 12　集計項目一覧表

【事業所調査】（２－１）

★・・・集計項目　　●・・・表頭　　○・・・表側　　☆・・・表別

| 統計原表番号 | 報告書統計表番号 | 集計項目 | | | 事業所の属性 | | 問1 | 問2 | | | | | | | 問3 | 問4 | 問5 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | (1) | (2) | | | | | | | | | (1) |
| | | 事業所 | 労働者 | 派遣契約件数 | 都道府県 | 産業（大中）分類 | 企業規模 | 事業所規模（常用労働者数） | 雇用期間の定めの有無別一般労働者数（男女） | 雇用期間の定めの有無別短時間労働者数（男女） | 臨時労働者の有無 | 臨時労働者数（男女） | 派遣労働者の有無 | 派遣労働者数（男女） | 直接雇用労働者への諸手当・各種制度の有無 | 派遣労働者を就業させる主な理由 | 派遣労働者を受け入れない場合の主な理由 | 派遣労働者が就業している業務 |
| 1 | 参考表１<br>参考表２ | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | ● | ● | ● | | ● | | | | | |
| 2-1 | 参考表３ | | ★ | | | ○ | ○ | ○ | （性）☆● | （性）☆● | | （性）☆● | | （性）☆● | | | | |
| 2-2 | 2-1、2-2<br>参考表４<br>参考表５ | | ★ | | | ○ | ○ | ○ | （性）● | （性）● | | （性）● | | （性）● | | | | |
| 2-3 | 参考表６ | | ★ | | | ○ | ○ | ○ | （性）● | （性）● | | | | | | | | |
| 3 | 1 | ★ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ● | | | | | |
| 4 | 3 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | （性）☆● | | | | |
| 5 | 4 | ★ | | | | ○ | | ○● 注1) | | | | | | ● 注1) | | | | |
| 6 | 5 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | ● | | | |
| 7 | 6 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | ● | | |
| 8 | 7 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | ● | |
| 9 | 8 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | ● |
| 10 | 9 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | |
| 11 | 10 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | |
| 12 | 11 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| 13 | 12 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| 14 | 13 | | | ★ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| 15 | 14 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| 16 | 15 | | | ★ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| 17 | 16 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| 18 | 17 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| 19 | 18 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| 20 | 19 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| 21 | 20 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| 22 | 21 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| 23 | 22 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| 24 | 23 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| 25 | 24 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| 26 | 25 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| 27 | 26 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| 28 | 27 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| 29 | 28 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | |

注1)　表頭は「派遣労働者数／常用労働者数」
注2)　表別は「福利厚生施設の種類」

| 問6 | | 問7 | 問8 | 問9 | | 問10 | 問11 | | 問12 | | 問13 | 問14 | | 問15 | | | | | 統計表原表番号 | 報告書統計表番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (2) | (3) | | | | | | (1) | (2) | (1) | (2) | | | | (1) | | (2) | (3) | (4) | | |
| 医療関連業務の業務内容 | 医療関連業務の派遣事由 | 労働者派遣契約の契約期間別派遣契約件数 | 派遣労働者の通算派遣契約期間別派遣契約件数 | 3年前と比べた派遣労働者数の変化の状況 | 3年前と比べた派遣労働者の増減数 | 派遣先責任者の人数 | 過去1年間の教育訓練・能力開発の実施の有無及び内容 | 福利厚生施設の用意の有無、派遣労働者の利用機会の有無 | 派遣労働者の待遇決定方式 | 派遣元事業所からの事業所内労働者の待遇及び派遣労働者の職務の評価に係る情報提供に関する要望の有無、提供の有無 | 派遣元事業所からの派遣料金に関する要望の有無 | 過半数労働者組合の有無、過半数代表者の有無 | 過半数代表者の選出方法 | 派遣可能期間延長に係る過半数労働組合からの意見聴取の有無 | 意見聴取をしていない理由 | 派遣可能期間延長に係る過半数労働組合から意見聴取した結果の対応 | 派遣可能期間の延長を必要とした業務 | 派遣可能期間の延長が必要な理由 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 参考表1<br>参考表2 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2-1 | 参考表3 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2-2 | 2-1、2-2<br>参考表4<br>参考表5 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2-3 | 参考表6 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 | 1 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 4 | 3 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 | 4 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 6 | 5 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | 6 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | 7 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 9 | 8 |
| ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 10 | 9 |
| | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | 11 | 10 |
| | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | 12 | 11 |
| | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | 13 | 12 |
| | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | 14 | 13 |
| | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | 15 | 14 |
| | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | 16 | 15 |
| | | | | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | 17 | 16 |
| | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | 18 | 17 |
| | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | 19 | 18 |
| | | | | | | | | 注2）☆● | | | | | | | | | | | 20 | 19 |
| | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | 21 | 20 |
| | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | 22 | 21 |
| | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | 23 | 22 |
| | | | | | | | | | | | | ● | ● | | | | | | 24 | 23 |
| | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | 25 | 24 |
| | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | 26 | 25 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | 27 | 26 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | 28 | 27 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | 29 | 28 |

【事業所調査】（２－２）

★・・・集計項目　●・・・表頭　○・・・表側　☆・・・表別

| 統計原表番号 | 報告書統計表番号 | 集計項目 | | | 事業所の属性 | | 問１ | 問２ | | | 問16 | | | 問17 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | (1) | (2) | | (1) | (2) | (3) | | |
| | | 事業所 | 労働者 | 派遣契約件数 | 都道府県 | 産業（大中）分類 | 企業規模 | 事業所規模（常用労働者数） | 派遣労働者の有無 | 派遣労働者数（男女） | 派遣就業期間が３年に到達した派遣労働者の有無 | 派遣元事業所からの派遣労働者の直接雇用依頼の有無並びに対応状況及び依頼に応じなかった理由 | 派遣労働者の個人単位の期間制限（３年）についての考え | 過去１年間の労働者派遣契約の中途解除の有無及び理由 | 中途解除の際の派遣労働者の雇用の安定を図るための措置の有無、対応を講じた措置の内容 |
| 30 | 29 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ● | | | | |
| 31 | 30 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ● | | | |
| 32 | 31 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | ● | | |
| 33 | 32 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | ● | |
| 34 | 33 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 注1）● | ● |
| 35 | 34 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | |
| 36 | 35 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | |
| 37 | 36 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | |
| 38 | 37 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 39 | 38 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 40 | 39 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 41 | 40 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 42 | 41 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 43 | 42 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 44 | 43 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | |
| 45 | 44 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | |
| 46-1 | 45 | ★ | ★ | | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 46-2 | － | ★ | ★ | | | ○（製造業） | | ○ | | | | | | | |
| 47 | 46 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | |
| 48 | 47 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |

注1）　表頭は「中途解除の有無」

注2）　表別は「就業形態（就業形態計・一般・短時間）」、「雇用期間（雇用期間計・雇用期間の定め無し・雇用期間

注3）　表別は「労働者の種類」

| 問18 | | | | 問19 | | | 問20 | | | | 問21 | | | | 問22 | 統計表原表番号 | 報告書統計表番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) | | (2) | (3) | (1) | (2) | (3) | (1) | (2) | | (3) | (1) | | | (2) | | | |
| 過去１年間の派遣労働者からの苦情 | | | | 派遣労働者を正社員に採用する制度の有無 | 過去１年間の派遣労働者の正社員への採用の有無 | 過去１年間の派遣労働者の正社員・正社員以外への採用の有無 | 紹介予定派遣制度の利用の有無、制度の認知状況 | ①過去１年間の紹介予定による派遣労働者の人数（男女） | ②紹介予定派遣を経て直接雇用に結びついた労働者数（一般・短時間、雇用期間の定め無し・有り、男・女） | 紹介予定派遣の今後の利用方針 | 請負労働者の有無 | ①物の製造を行う請負労働者の有無 | ②物の製造を行う請負労働者の人数（男女） | 請負契約による発注量の今後３年間の見通し | 労働者の割合の変更方針 | | |
| 苦情の申し出の有無 | 苦情の件数 | 苦情の内容 | 苦情の解決状況 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 30 | 29 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 31 | 30 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 32 | 31 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 33 | 32 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 34 | 33 |
| ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | 35 | 34 |
| ● | | ● | | | | | | | | | | | | | | 36 | 35 |
| ● | | | ● | | | | | | | | | | | | | 37 | 36 |
| | | | | ● | ● | | | | | | | | | | | 38 | 37 |
| | | | | | ● | ● | | | | | | | | | | 39 | 38 |
| | | | | | | | ● | | | | | | | | | 40 | 39 |
| | | | | | | | | (性) ☆● | | | | | | | | 41 | 40 |
| | | | | | | | | | 注2) ☆● | | | | | | | 42 | 41 |
| | | | | | | | ☆ | | | ● | | | | | | 43 | 42 |
| | | | | | | | | | | | ● | ● | | | | 44 | 43 |
| | | | | | | | | | | | | | (性) ☆● | | | 45 | 44 |
| | | | | | | | | | | | | | ● | | | 46-1 | 45 |
| | | | | | | | | | | | | | ● | | | 46-2 | － |
| | | | | | | | | | | | | | | ● | | 47 | 46 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 注3) ☆● | 48 | 47 |

の定め有り）」、「性（男女計・男・女）」

【派遣労働者調査】（２－１）

★・・・集計項目　●・・・表頭　○・・・表側　☆・・・表別

| 統計原表番号 | 報告書統計表番号 | 集計項目 | 事業所の属性 | | | | 問１ | | | | | | 問２ | | 問３ | 問４ | 問５ | | 問６ | 問 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | | | | | | (1) | (2) | | |
| | | 労働者 | 派遣先事業所の産業（大中）分類 | 企業規模 | 事業所規模 | 派遣労働者数階級 | 性別 | 年齢 | 家族の状況 | 主な収入源 | 最終学歴・在学の状況 | 学校卒業後の最初の就業形態 | 派遣の種類 | 現在登録している派遣元事業所の数 | 通算派遣期間 | これまで働いてきた派遣先の数 | 現在行っている派遣業務 | 医療関連業務の場合の業務内容 | 技術・技能を習得した主な方法 | 派遣元との労働契約の期間 |
| 1 | 1 | ★ | ○ | | | | ○ | ● | | | ○ | | | | | | | | | |
| 特1 | － | | ○ | | | | ○ | ● | | | ○ | | | | | | | | | |
| 2 | 2 | ★ | | | | | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 3 | 3 | ★ | | | | | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | | | | | | | | | |
| 4 | 4 | ★ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | | ○ | | | | | | | |
| 5 | 5 | ★ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | | | | | | | | |
| 6 | 6 | ★ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | | | | | | | |
| 7 | | ★ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ● | | | | | | |
| 8 | 7 | ★ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ● | | | | | |
| 9 | 8 | ★ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ● | | | | |
| 10 | 9 | ★ | ○ | | | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | | ● | | | |
| 11 | 10 | ★ | ○ | | | | ○ | ○ | | | ○ | | | | | | | ● | | |
| 12 | 11 | ★ | ○ | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | | ● | |
| 13 | 12 | ★ | | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | | | ○ | ○ | | | ● |
| 14 | 13 | ★ | | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | | | ○ | ○ | | | |
| 15 | 14 | ★ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 16 | 15 | ★ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 17 | 16 | ★ | ○ | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | | | |
| 18 | 17 | ★ | ○ | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | | | | |
| 19 | 18 | ★ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ |
| 20 | 19 | ★ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ |
| 21 | 20 | ★ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | ○ |
| 22 | 21 | ★ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | ○ |
| 23 | 22 | ★ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | | | | ○ |
| 24 | 23 | ★ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | | | | ○ |
| 25 | 24 | ★ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | ○ |
| 26 | 25 | ★ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 27 | 26 | ★ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | |

| 7 | 問8 | 問9 | 問10 | 問11 | | 問12 | | 問13 | | | 問14 | | | 問15 | 問16 | 問17 | 統計原表番号 | 報告書統計表番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | (1) | (2) | | | (1) | (2) | | | | | | | | | |
| 派遣元との労働契約の期間の定めの有無 | 派遣先で予定されている派遣期間 | 同一の組織単位での継続就業期間 | 同一の組織単位で継続就業した労働契約の更新回数 | 9月最後の1週間の実労働時間数 | 残業の頻度 | 年次有給休暇付与の有無 | 過去1年間の年次有給休暇取得日数 | 賃金の時間給換算額階級 | 賃金への満足の有無 | 賃金に満足していない場合の理由 | 昨年1年間の給与収入 | 昨年1年間の派遣労働による年間収入 | 昨年1年間の派遣労働による賞与・一時金年間収入 | 諸手当等・各種制度の支給・実施の有無、支給・実施内容 | 社会保障制度への加入の有無、未加入の理由 | 妊娠・出産・育児・介護に関する休暇制度等の配慮内容 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 特1 | – |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 | 3 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 4 | 4 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 | 5 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 6 | 6 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | 7 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 9 | 8 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 10 | 9 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 11 | 10 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 12 | 11 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 13 | 12 |
| | ● | | | | | | | | | | | | | | | | 14 | 13 |
| | | ● | | | | | | | | | | | | | | | 15 | 14 |
| | | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | 16 | 15 |
| ○ | | ○ | | ● | | | | | | | | | | | | | 17 | 16 |
| | | ○ | | | ● | | | | | | | | | | | | 18 | 17 |
| | | | | | | ● | ● | | | | | | | | | | 19 | 18 |
| ○ | | ○ | | | | | | ● | | | | | | | | | 20 | 19 |
| | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ● | | | | | | | 21 | 20 |
| | | | | | | | | | | | ● | | | | | | 22 | 21 |
| | | | | | | | | | | | ● | ● | | | | | 23 | 22 |
| | | | | | | | | | | | | ● | ● | | | | 24 | 23 |
| | | | | | | | | | | | | | | ● | | | 25 | 24 |
| | | | | | | | | | | | | | | ●☆ | | | 26 | 25 |
| | | | | | | | | | | | | | | | ●☆ | | 27 | 26 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | ● | 28 | 27 |

## 【派遣労働者調査】（２－２）

★・・・集計項目　●・・・表頭　○・・・表側　☆・・・表別

| 統計原表番号 | 報告書統計表番号 | 集計項目 | 事業所の属性 | | | | 問1 | | | | | | 問2 | 問3 | 問5 | 問7 | 問9 | 問11 | 問18 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | | | | (1) | | | (1) | (2) | | | | (3) | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ① | | ② | | ① | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 女性 | | | | 男 | |
| | | 労働者 | 産業（大中）分類 | 企業規模 | 事業所規模 | 派遣労働者数階級 | 性別 | 年齢 | 家族の状況 | 主な収入源 | 最終学歴・在学の状況 | 学校卒業後の最初の就業形態 | 派遣の種類 | 通算派遣期間 | 現在行っている派遣業務 | 派遣元との労働契約の期間 | 同一の組織単位での継続就業期間 | 9月最後の1週間の実労働時間数 | 過去5年における育児（介護）をした当時の派遣元との主な契約形態 | 過去5年間における産前・産後休暇及び育児休業の取得状況 | 過去5年間における産前・産後休暇及び育児休業の取得後の復職状況 | 過去5年間における介護休業の取得状況 | 過去5年間における介護休業の取得後の復帰状況 | 過去5年間における育児休業の取得状況 | 過去5年間における育児休業の取得後の復職状況 |
| 29 | 28 | ★ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | | | ● | | | | | | |
| 30 | 29 | ★ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | ● | | | | | |
| 31 | 30 | ★ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | | ● | | | | |
| 32 | － | ★ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | ● | |
| 33 | － | ★ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | ● |
| 34 | 31 | ★ | | | | | ☆ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | | | ● | | | |
| 35 | 32 | ★ | | | | | ☆ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | | | | ● | | |
| 36 | 33 | ★ | ○ | | | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 37 | 34 | ★ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 38 | 35 | ★ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 39 | 36 | ★ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 40 | 37 | ★ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 41 | 38 | ★ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 42 | 39 | ★ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 43 | 40 | ★ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 44 | 41 | ★ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 45 | 42 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | | | |
| 46 | 43 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | | | |
| 47 | 44 | ★ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 48 | 45 | ★ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 49 | 46 | ★ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | |
| 50 | 47 | ★ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 51 | 48 | ★ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 52 | 49 | ★ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 53 | 50 | ★ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | | | | | | |

| | | 問19 | 問20 | | 問21 | | | 問22 | | | | | 問23 | | 問24 | | 問25 | 問26 | 問27 | 問28 | | | 統計原表番号 | 報告書統計表番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | (1) | (2) | (3) | (1) | (2) | | | (3) | | | | | | | | | | | | |
| ② 性 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過去5年間における介護休業の取得状況 | 過去5年間における介護休業の取得後の復帰状 | 派遣先での福利厚生施設 福利厚生施設の有無及び利用できる | 教育訓練の内容 過去1年間の教育訓練の受講の有無 | | キャリアコンサルティングを受けるための相談窓口 | 過去1年間のキャリアコンサルティングの受講の有無 | 教育訓練、キャリアコンサルティングの周知の有無 | 派遣労働者として働いている理由 | 派遣就業期間が3年（個人単位の期間制限の上限）に到達の有無、就業場所の異動の有無 | 就業場所異動後の効果や影響 | 就業場所異動後の負担 | 派遣労働者の個人単位の期間制限（3年）についての考え | 派遣元への要望の有無 | 派遣元への要望の内容 | 派遣先への要望の有無 | 派遣先への要望の内容 | 派遣先の正社員等の募集情報の提供の有無、応募 | 紹介予定派遣の周知状況・今後の利用希望 | 労働者派遣制度に関する情報入手方 | 今後の働き方の希望 | 派遣労働者以外の就業形態で働きたい者の今後の働き方の希望 | 派遣労働者としての今後の働き方の希望 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 29 | 28 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 30 | 29 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 31 | 30 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 32 | － |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 33 | － |
| ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 34 | 31 |
| | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 35 | 32 |
| | | ●☆ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 36 | 33 |
| | | | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 37 | 34 |
| | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | 38 | 35 |
| | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | 39 | 36 |
| | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | 40 | 37 |
| | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | 41 | 38 |
| | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | 42 | 39 |
| | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | 43 | 40 |
| | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | 44 | 41 |
| | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | 45 | 42 |
| | | | | | | | | | | | | | ● | ● | | | | | | | | | 46 | 43 |
| | | | | | | | | | | | | | | | ● | ● | | | | | | | 47 | 44 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | 48 | 45 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | 49 | 46 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | 50 | 47 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | 51 | 48 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | 52 | 49 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | 53 | 50 |

## 13　抽出率表等

（１）事業所調査抽出率表

| 産業区分 ＼ 事業所規模 | | 事業所の常用労働者数 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1,000 人以上 | 300～999 人 | 100～299 人 | 30～99 人 | 5～29 人 |
| C | 鉱業，採石業，砂利採取業 | － | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/4 |
| D | 建設業 | 1/1 | 1/2 | 1/7 | 1/54 | 1/612 |
| E-1 | 消費関連製造業 | 1/1 | 1/3 | 1/14 | 1/48 | 1/208 |
| E-2 | 素材関連製造業 | 1/1 | 1/4 | 1/15 | 1/54 | 1/232 |
| E-3 | 機械関連製造業 | 1/2 | 1/6 | 1/17 | 1/48 | 1/160 |
| F | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1/1 | 1/1 | 1/3 | 1/7 | 1/18 |
| G | 情報通信業 | 1/1 | 1/3 | 1/10 | 1/30 | 1/103 |
| H | 運輸業，郵便業 | 1/1 | 1/3 | 1/19 | 1/85 | 1/264 |
| I-1 | 卸売業 | 1/1 | 1/3 | 1/12 | 1/69 | 1/546 |
| I-2 | 小売業 | 1/1 | 1/3 | 1/22 | 1/130 | 1/1213 |
| J | 金融業，保険業 | 1/1 | 1/2 | 1/5 | 1/38 | 1/163 |
| K | 不動産業，物品賃貸業 | 1/1 | 1/1 | 1/4 | 1/16 | 1/171 |
| L | 学術研究，専門・技術サービス業 | 1/1 | 1/2 | 1/7 | 1/30 | 1/222 |
| M | 宿泊業，飲食サービス業 | 1/1 | 1/2 | 1/7 | 1/106 | 1/824 |
| N | 生活関連サービス業，娯楽業 | 1/1 | 1/1 | 1/5 | 1/42 | 1/303 |
| O | 教育，学習支援業 | 1/1 | 1/2 | 1/10 | 1/101 | 1/275 |
| P | 医療，福祉 | 1/2 | 1/8 | 1/31 | 1/167 | 1/974 |
| Q | 複合サービス事業 | 1/1 | 1/1 | 1/3 | 1/5 | 1/70 |
| R | サービス業（他に分類されないもの） | 1/1 | 1/7 | 1/27 | 1/85 | 1/373 |

※抽出率の分母は小数点以下を四捨五入して表示している。

（２）派遣労働者調査抽出率

| 産業区分 ＼ 事業所規模 | | 事業所の常用労働者数 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1,000 人以上 | 300～999 人 | 100～299 人 | 30～99 人 | 5～29 人 |
| C | 鉱業，採石業，砂利採取業 | － | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/1 |
| D | 建設業 | 1/18 | 1/18 | 1/6 | 1/1 | 1/1 |
| E-1 | 消費関連製造業 | 1/2 | 1/16 | 1/6 | 1/1 | 1/1 |
| E-2 | 素材関連製造業 | 1/20 | 1/13 | 1/4 | 1/1 | 1/1 |
| E-3 | 機械関連製造業 | 1/86 | 1/17 | 1/7 | 1/1 | 1/1 |
| F | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1/8 | 1/1 | 1/2 | 1/1 | 1/1 |
| G | 情報通信業 | 1/35 | 1/28 | 1/7 | 1/1 | 1/1 |
| H | 運輸業，郵便業 | 1/6 | 1/4 | 1/2 | 1/1 | 1/1 |
| I-1 | 卸売業 | 1/24 | 1/11 | 1/3 | 1/1 | 1/1 |
| I-2 | 小売業 | 1/3 | 1/3 | 1/1 | 1/1 | 1/1 |
| J | 金融業，保険業 | 1/14 | 1/12 | 1/3 | 1/1 | 1/1 |
| K | 不動産業，物品賃貸業 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/1 | 1/1 |
| L | 学術研究，専門・技術サービス業 | 1/13 | 1/10 | 1/5 | 1/1 | 1/1 |
| M | 宿泊業，飲食サービス業 | 1/4 | 1/3 | 1/1 | 1/1 | 1/1 |
| N | 生活関連サービス業，娯楽業 | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/1 |
| O | 教育，学習支援業 | 1/4 | 1/5 | 1/1 | 1/1 | 1/1 |
| P | 医療，福祉 | 1/10 | 1/5 | 1/1 | 1/1 | 1/1 |
| Q | 複合サービス事業 | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/1 |
| R | サービス業（他に分類されないもの） | 1/3 | 1/4 | 1/1 | 1/1 | 1/1 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ※１事業所当たりの調査対象労働者数の上限 | 20 | 5 | 5 | 5 | 5 |

## Ⅱ　調査結果の利用上の注意

### 1　調査結果利用上の注意

（1）統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、内訳の和と計の数値とは必ずしも一致しないことがある。

（2）報告書掲載統計表中の複数回答（回答項目の選択肢について、該当する答えを複数個選択することが可能としているもの）では、内訳の和が計の数値を超える場合がある。

（3）表章記号について

ア　「0.0」は、該当数値はあるが、四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。

イ　「－」は、該当数値がなく集計結果が０となる場合又は分母が０のため計算できない場合を示す。

ウ　「・」は、統計項目があり得ないことを示す。

エ　「…」は、調査をしていないことを示す。

オ　「＊」は、サンプル数の少ないものであるので注意を要する。構成比の分母となる標本数が事業所数では２以下、労働者数では９以下の場合、分母に付記している。

（4）事業所調査で把握した労働者割合と派遣労働者調査の労働者割合は、結果の推計方法の違いにより、一致しないことがある。

（5）集計項目のうちには一部報告書に掲載されていないものがある。

（6）「企業規模」の内訳には、「官公営」は含まない。このため、この内訳の和は「総数」と一致しない。

### 2　主な用語の定義・解説

（1）常用労働者

次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

ア　期間を定めずに雇われている者

イ　１か月以上の期間を定めて雇われている者

（2）派遣労働者

労働者派遣法に基づき派遣元事業所から派遣されている労働者をいう。

（3）派遣の種類

ア　「登録型」とは、派遣元事業所が派遣労働を希望する労働者を登録しておき、派遣先事業所から求めがあった場合に、これに適合する労働者を派遣元事業所が雇い入れた上で派

遣先事業所に派遣するものをいう。

イ　「登録型以外」とは、上記ア以外のものをいう。

（４）紹介予定派遣

労働者派遣のうち、派遣元事業主が派遣労働者及び派遣先事業所に対して職業紹介を行うことを予定しているものをいう。

（５）OFF-JT（Off The Job Training）

通常の業務を一時的に離れて行う教育訓練を指す。

（６）OJT（On The Job Training）

日常の業務につきながら行う教育訓練を指す。

（７）e ラーニング（electronic learning）

コンピューターネットワーク等を介して行われる教育や研修のことを指す。

（８）正社員

常用労働者であって、当該事業所において正社員、正職員とされている者をいう。

（９）産業

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づいて、次のように分類して表章している。

| 産　　業 | 表章コード | 産業分類番号 |
|---|---|---|
| 鉱業，採石業，砂利採取業 | C | C05 |
| 建設業 | D | D06～08 |
| 製造業 | E | E09～32 |
| 消費関連製造業 | E－１ | E09～11,13,15,20,32 |
| 素材関連製造業 | E－２ | E12,14,16～19,21～24 |
| 機械関連製造業 | E－３ | E25～31 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | F | F33～36 |
| 情報通信業 | G | G37～41 |
| 運輸業，郵便業 | H | H42～49 |
| 卸売業，小売業 | I | I50～61 |
| 卸売業 | I－１ | I50～55 |
| 小売業 | I－２ | I56～61 |
| 金融業,保険業 | J | J62～67 |
| 不動産業，物品賃貸業 | K | K68～70 |
| 学術研究，専門・技術サービス業 | L | L71～74 |
| 宿泊業，飲食サービス業 | M | M75～77 |
| 生活関連サービス業，娯楽業 | N | N78～80 |
| 教育，学習支援業 | O | O81,82 |
| 医療，福祉 | P | P83～85 |
| 複合サービス事業 | Q | Q86,87 |
| サービス業（他に分類されないもの） | R | R88～95 |